令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－①）

政策分野名 【施策名】	新たな価値の創出による需要の開拓	担当部局名	大臣官房新事業・食品産業部（農村振興局） 【大臣官房新事業・食品産業部企画グループ／食品流通課／食品製造課／外食・食文化課、農村振興局都市農村交流課／地域整備課】
政策の概要 【施策の概要】	新たな市場創出に向けた取組、需要に応じた新たなバリューチェーンの創出、食品産業の競争力の強化、食品ロス等をはじめとする環境問題への対応	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の1（1） ・成長戦略2020（令和2年7月17日閣議決定） ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂） ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年11月30日決定、令和4年12月5日改訂　農林水産業・地域の活力創造本部決定）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	新たな市場創出に向けた取組
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな市場創出に向けて、介護食品の開発やスマートミールの普及等の支援、国民の健康維持・増進に関する科学的エビデンスの獲得、フードテックの展開等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	スマートミールの普及等の支援

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア スマートミール等健康な食事・食環境認証事業者数	83 事業者	30年度	300 事業者	7年度	150 事業者	180 事業者	210 事業者	240 事業者	270 事業者	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)①の「スマートミールの普及等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな基本計画において「新たな市場創出に向けた取組」として、国民の健康志向や高齢化等の食をめぐる市場変化に対応するため、スマートミール(病気の予防や健康寿命を延ばすことを目的とした、栄養バランスのとれた食事)の普及等を支援するとともに、食を通じた健康管理を支援するサービスの展開を促進することが明記されており、今後スマートミール等を普及していく必要がある。現在、事業者団体のコンソーシアムが外食・中食・給食事業者対象のスマートミール認証事業を実施している。このうち、外食・中食事業者に関して見ると、平成30年度までの認定実績が延べ83件、令和元年度の新規認定実績は31件である。これを基準とし、今後も継続的に事業者数を増加させていくことから令和7年度までに延べ300件を設定。
					137 事業者	173 事業者	183 事業者				

把握の方法	出典:「健康な食事・食環境」認証制度(事業者団体「健康な食事・食環境」コンソーシアム調べ) 作成時期:調査年度末頃 算出方法:健康な食事・食環境認証事業者数を集計
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	需要に応じた新たなバリューチェーンの創出
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者の所得向上を図るため、6次産業化の取組等による付加価値の向上や民間活力の導入等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	付加価値の高いビジネスの創出を推進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 6次産業化に取り組んでいる新たな優良事業体数	0 事業体	元年度	93 事業体	7年度	15 事業体	32 事業体	48 事業体	64 事業体	79 事業体	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)②の「付加価値の高いビジネスの創出を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 6次産業化に取り組む優良事業体を、トレンドを踏まえて令和2年度から毎年約15事業体増加させ、令和7年度までに93事業体とすることとして設定。 なお、優良事業体とは、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後にかけて、経営全体の売上高に占める6次産業化対象農産物の売上高の割合を増加させた事業者で、かつ、①6次産業化対象農産物の売上高、②売上高(経営全体)、③営業利益(経営全体)、④経常利益(経営全体)の全ての指標が増加した者を指す。
					21 事業体	30 事業体	令和5年 7月 把握予定				
	把握の方法		出典:六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査(農林水産省農村振興局) 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:6次産業化に取り組む優良事業体数を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	食品産業の競争力の強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品産業の競争力の強化に向けて、食品流通の合理化、労働力不足への対応、規格認証の活用等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化、卸売市場の機能の強化

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合	11.6%	28年度	11.0%	6年度	11.4% 13.8%	11.3% 令和5年7月把握予定	11.2% 令和6年7月頃把握予定	11.1%	11.0%	F↓ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化」に該当する施策の効果を測定するアウトカム指標として設定。 サプライチェーンのうち、食品流通の各段階における効率化の取組が反映され、流通構造の合理化の進展が把握できる経費であることから、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標年度は、改正卸売市場法が施行(令和2年)後5年を目途に必要な見直しを行うこととしていることから令和6年度に設定。 目標値は、卸売市場を含む食品流通の合理化の進展を見込み、目標年度(6年度)まで毎年の割合が0.1ポイントずつ減少するものとして設定。
	把握の方法		出典:中小企業実態基本調査(経済産業省中小企業庁) 作成時期:調査年度の翌年度7月末頃 算出方法:飲食料品卸売業の販売費及び一般管理費/飲食料品卸売業の売上高								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度の実績値ー基準値)/(当該年度の目標値ー基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

イ	場内物流改善体制の構築に取組んでいる卸売市場数	0 卸売市場	3年度	55 卸売市場	6年度	－	－	18 卸売 市場	36 卸売 市場	55 卸売 市場	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③アの「卸売市場の流通の効率化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 生鮮食料品等の流通の基幹インフラである卸売市場の施設に関しては、卸売市場法に基づく基本方針において① 流通の効率化、②品質管理及び衛生管理の高度化、③情報通信技術その他の技術の利用、④国内外への需要への対応、⑤関連施設との有機的な連携について、各市場毎の取引実態に応じて創意工夫を生かした事業展開を推進することとしているところ。 このうち流通の効率化については、物流量の多い青果物について、令和3年9月に「青果物流通標準化検討会」を立ち上げ、令和4年4月に標準的なパレットサイズ等を定めた「青果物流通標準化ガイドライン」骨子がとりまとめられたところである。この中で、場内物流について、具体的には、 ・開設者・施設管理者を中心に、卸売業者、仲卸業者等市場関係業者が構成員となって、場内物流改善体制を構築し ・場内におけるパレット管理、共用部における荷下ろし・荷捌き・荷積みの秩序形成、法令や契約・約款等を遵守した業務遂行の徹底 に取り組むことが示されたところである。 このため、当該ガイドライン骨子に基づき、場内物流改善の体制を構築している卸売市場の数を新たな測定指標として設定。
						－	0 卸売 市場	14 卸売 市場				
		把握の方法	出典：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期：調査年度の翌年度5月末～6月末頃 算出方法：場内物流改善体制の構築に取組んでいる卸売市場数を集計 ※ただし、中央卸売市場（65市場）のうち、流通の特性の観点から食肉市場（10市場）は除く。										
		達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	食品産業における労働力不足の解消

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　食品製造業の労働生産性	5,149 千円/人	30年度	6,694 千円/人	11年度	5,401 千円/人	5,531 千円/人	5,664 千円/人	5,801 千円/人	5,941 千円/人	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③イの「食品産業における労働力不足の解消」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 平成30年4月6日に公表した「食品産業戦略」において「2020年代に労働生産性3割増」を目指すことが決定されたため、2029年までに労働生産性が基準年である平成30年度の5,149千円の3割増しである6,694千円を上回ることとして設定。
					4,836 千円/人	5,152 千円/人	令和5年 9月 把握予定				
	把握の方法	出典：「法人企業統計」（財務省） 作成時期：調査年度の翌年度9月頃 算出方法：労働生産性＝付加価値額／（役員数＋従業員数）									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】	JASと調和のとれた国際規格の制定

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　ISO規格等の国際規格の制定件数	4 件	3年度	7 件	12年度	－	4 件	4 件	5 件	5 件	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)③ウの「JASと調和の取れた国際規格の制定」に該当する指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値については、輸出促進に向け、海外との取引を円滑に進めるための環境整備として、我が国事業者にとって取り組みやすく、有利に働く規格の制定・活用を進めていくことが重要であることから、当面の目標として、令和3年度から令和12年度までの間にISO規格等の国際規格を3件制定することとして設定した。
					－	5 件	5 件				
	把握の方法	出典：農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期：調査年度末頃 算出方法：農林水産省が公表した日本発のISO規格等の制定件数を集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策(4)	食品ロス等をはじめとする環境問題への対応
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品ロスの削減、食品産業分野におけるプラスチックごみ問題への対応等
目標① 【達成すべき目標】	食品ロス削減の取組を加速化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア　事業系食品ロス量	328 万トン	29年度	273 万トン	12年度	324 万トン	320 万トン	315 万トン	311 万トン	307 万トン	F↓ー直	【測定指標の選定理由】 令和元年に食品リサイクル法の基本方針を改定し、事業系食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減する目標を新たに設定したことから、これを基本計画第3の1(1)④アの「食品ロス削減の取組を加速化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、食品リサイクル法の基本方針と合わせ、平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減と設定。 令和12(2030)年度までの目標値の設定に当たっては、食品ロス削減の取組により毎年度一定程度量が減少するものとして設定した。
					324 万トン	309 万トン	275 万トン	279 万トン			
	把握の方法		出典:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期:調査年度の翌々年度末頃 算出方法:食品廃棄物等の発生量(食品リサイクル法に基づく定期報告)及び食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等に基づき推計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の目標値／当該年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　飲料用PETボトルの回収率	91 %	30年度	100 %	12年度	93 % 97%	93 % 94%	94 % 令和5年 11月下旬 把握予定	95 %	96 %	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(1)④イの「食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進」に該当する指標として設定。 現在、飲料用PETボトルは、海洋プラスチックごみの主な原因の一つとなっていることから、その資源循環の推進が喫緊かつ重要な課題となっている。 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」においても、飲料団体が行う有効利用に向けた取組を国が積極的に支援することとされている。 このため、食品産業分野におけるプラスチックごみ対策の成果の指標として、飲料用ペットボトルの回収率を選定した。 【目標値設定（水準・目標年度）の根拠】 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」に掲げられている飲料用PETボトルの有効利用の目標に合わせ、飲料用PETボトルの回収率について2030年度（令和12年度）までに100%とする目標を設定した。
	把握の方法		出典：環境省・PETボトルリサイクル推進協議会資料 作成時期：調査年度の翌年度11月頃 算出方法：PETボトル回収量（市町村分別収集量＋事業系ボトル回収量、熱回収分を含む）／PETボトル販売量（輸入分を含む）×100								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	食料産業・6次産業化交付金 （平成30年度） （主）	(2)-①-ア		(12)	飲食店感染症対策向上緊急対策事業 （令和3年度） （主）	-	
(2)	食品等流通持続化モデル総合対策事業 （平成30年度） （主）	(3)-①-ア		(13)	農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連:5－③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑭、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔）	(2)-①-ア	
(3)	農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業 （令和2年度） （主）	(4)-②-ア		(14)	食品ロス削減総合対策事業 （平成25年度） （主）	(4)-①-ア	
(4)	強い農業づくり総合支援交付金 （令和4年度） （関連:5-⑨、⑩）	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ		(15)	輸入小麦等食品原材料価格高騰緊急対策事業 （令和4年度） （主）	-	
(5)	地域食品産業連携プロジェクト推進事業 （令和3年度） （主）	-		(16)	食品原材料調達安定化等対策事業 （令和4年度） （主）	-	
(6)	新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業 （令和4年度） （主）	-		(17)	農産物等輸出拡大施設整備事業 （平成27年度） （関連:5-②）	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	
(7)	食品産業海外展開支援事業 （令和4年度） （主）	-		(18)	生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化対策事業 （令和4年度） （主）	(3)-①-ア	
(8)	フードバンク支援緊急対策事業 （令和3年度） （主）	(4)-①-ア		(19)	食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業 （令和4年度） （主）	(4)-①-ア	
(9)	ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業 （令和3年度） （主）	(3)-①-ア		(20)	フードバンク活動強化緊急対策事業 （令和4年度） （主）	(4)-①-ア	
(10)	外食産業事業継続緊急支援事業 （令和3年度） （主）	-		(21)	持続可能な食品産業への転換促進事業 （令和5年度） （主）	(3)-②-ア (4)-①-ア	
(11)	外食産業事業継続緊急支援対策事業 （令和4年度） （主）	-					

行政事業レビューシート参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	卸売市場法 （昭和46年、令和2年改正） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場は生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、農林水産大臣が卸売市場の業務の運営や施設に関する基本的な事項などについて基本方針を定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事による卸売市場の認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。
(2)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 （平成元年） （主）	－	－	－	－	－	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。
(3)	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律 （平成3年、平成30年改正） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	農林漁業及び食品流通業の成長発展と一般消費者の利益のため、食品等流通の合理化を図る取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な出資、融資その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品等流通事業者の創意工夫をいかした取組を広く支援することで、流通の効率化など食品流通の合理化に寄与する。
(4)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 （平成7年） （主）	－	－	－	－	(4)-②-ア	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルを推進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(5)	中心市街地の活性化に関する法律 （平成10年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 中心市街地食品流通円滑化事業を実施し、食品商業集積施設を整備することにより、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展を通じて、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。
(6)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 （平成13年） （主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進し、食品廃棄物の排出抑制を図る。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(7)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 （平成17年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。
(8)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) （平成22年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア	農林漁業者等による農林漁業の6次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上に寄与する。
(9)	日本農林規格等に関する法律 （平成29年） （主）	－	－	－	－	(3)-③-ア	日本農林規格（JAS）の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与する。
(10)	食品ロスの削減の推進に関する法律 （令和元年） （主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定める。 この法律の適正な執行により、多様な主体で取組が図られ、食品ロス削減の総合的な推進に寄与する。

(11)	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和3年) (主)	－	－	－	－	(4)-②-ア	プラスチック資源循環の取組を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化に寄与する。
(12)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(卸売市場) [所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用された場合、収用を受けた者について5,000万円までの所得の控除又は特別勘定を設け経理し損金に算入する。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。
(13)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(卸売市場) [所得税・法人税:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の用に供するために土地収用法の規定に基づき収用され、譲渡収入により代替資産を取得した場合、原則として、当該譲渡収入がなかったものとみなす。 この支援措置により、卸売市場の用に供する土地の取得が促進され、卸売市場の適正な配置が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。
(14)	農業協同組合、中小企業等協同組合等が政府の補助又は農業近代化資金等の貸付を受けて取得した、農林漁業者等の共同利用に供する施設に対する課税標準の特例措置(卸売市場関係) [不動産取得税:地方税法附則第11条第10項] (昭和46年度) (主)	0 (0)	0 (0)	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場において事業を行う農業協同組合等が取得する共同利用施設に係る課税標準は、貸付又は交付金額をもとに計算した一定額を価格から控除する。 この支援措置により卸売市場の共同利用施設の整備の促進が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。
(15)	農業協同組合、同連合会、農業組合法人等が、国の補助金又は交付金の交付を受けて取得した共同利用の機械及び装置についての課税標準の特例措置 [固定資産税:地方税法第349条の3第3項] (昭和49年度) (主)	1 (0)	1 (0)	－	－	(3)-①-ア (3)-①-イ	農業協同組合等が交付を受けて取得した共同利用の機械及び装置に対する課税標準額を3年間、1/2控除する。
(16)	卸売市場及びその他機能を補完する一定の施設に係る事業所税の非課税措置 [事業所税:地法第701条の34第3項第14号] (昭和50年度) (主)	0 (0)	0 (0)	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ	卸売市場の事業の用に供する施設等に係る事業所税を非課税とする。 この支援措置により、都市部における卸売市場の税負担が軽減されることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び食品流通の効率化及び高度化等に寄与する。
(17)	食品流通改善資金のうち食品等生産販売提携型施設 (平成3年度) (主)	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア	生産者と食品等販売業者の連携による食品等流通の合理化事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを促進することになり、食の安全・安心等の消費者ニーズに対応した食品等の安定的な供給や6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。
(18)	食品流通改善資金のうち食品等生産製造提携型施設 (平成12年度) (主)	－	－	－	－	(2)-①-ア	食品等に係る流通の効率化と品質管理の高度化などを図るため、食品等製造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をする。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) －	－	－	(2) －	－	－

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	－

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－②）

政策分野名 【施策名】	グローバルマーケットの戦略的な開拓	担当部局名	輸出・国際局（大臣官房新事業・食品産業部、農産局、水産庁） 【大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課ファイナンス室／企画グループ／食品流通課／食品製造課／外食・食文化課、輸出・国際局輸出企画課／輸出支援課／規制対策グループ／海外連携グループ／知的財産課、農産局穀物課／園芸作物課／果樹・茶グループ／企画課／農業環境対策課、水産庁加工流通課】
政策の概要 【施策の概要】	農林水産物・食品の輸出促進、知的財産等の保護・活用	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の1(2) ・経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和4年6月21日 改訂） ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年11月30日決定、令和4年12月5日改訂）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	農林水産物・食品の輸出促進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備、海外への商流構築・プロモーションの促進、食産業の海外展開の促進
目標① 【達成すべき目標】	輸出の促進、輸出の取組の強化

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　農林水産物・食品の輸出額	0.9 兆円	元年度	2 兆円	7年度	2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	2 兆円	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画3の1(2)①アの「輸出の促進」及びイの「輸出の取組の強化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基本計画等において、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円、令和7年までに2兆円とする目標を設定。この目標については、①和牛の増頭や畑地転換等による輸出向けの青果物、緑茶の生産基盤の強化、②コメの大幅な販路拡大、③付加価値の高い木材の大幅な販路開拓、④水産物の資源管理や養殖生産の拡大、⑤加工食品の輸出拡大等の取組が最大限進捗した場合に、達成される目標として設定。 なお、各年度においては、その時点での世界的な政治・経済の状況により変動し得るものであることから、年度ごとの目標値は設定せずに、目標年度の目標値を仮置きしている。
					1 兆円	1.2 兆円	1.4 兆円				
	把握の方法		出典:貿易統計(財務省) 作成時期:調査年度の3月頃 算出方法:貿易統計中農林水産物・食品に該当するものを集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 「グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会」のメンバー企業の海外進出数	124 社	元年度	200 社	6年度	139 社	154 社	170 社	185 社	200 社	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)①ウの「グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 GFVC推進官民協議会は、海外展開に取り組む500社・団体以上から構成される協議会（農水省が事務局）であり、2019年（令和元年）12月、同協議会の今後5年間の取組方針として策定した「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」において、「協議会のメンバー企業の海外進出数を今後5年間で124社（令和元年度）から200社まで増加させる。」という目標を定めていることから、目標値として設定。
					151 社	158 社	170 社				
	把握の方法	出典：農林水産省調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：東洋経済「海外進出企業総覧【国別編】」により、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会のメンバー企業で海外現地法人（日本企業の出資比率が10％以上の現地法人）を設立している企業数を集計									
	達成度合いの 判定方法	達成度合（％）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A’ランク150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策(2)	知的財産等の保護・活用
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	知的財産等の保護・活用に向けて、日本産品の特色や適正な生産・流通管理をアピールするため、戦略的な知的財産の活用を推進するとともに、海外における育成者権取得や侵害対応を促進し、我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む。
目標① 【達成すべき目標】	戦略的な知的財産の活用を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア　地理的表示産品の国内登録数	94 産品	元年度	200 産品	11年度	113 産品	130 産品	145 産品	157 産品	167 産品	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)②の「戦略的な知的財産の活用を推進」に該当する指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 平成27年6月のGI登録申請受付開始からこれまでに登録された産品数の年度別累計値のトレンドを基礎として、類似の地域ブランド制度(経済産業省、伝統工芸品の指定制度)の出願・登録傾向なども参考に設定した。
					105 産品	117 産品	128 産品				
	把握の方法		出典:特定農林水産物等登録簿(農林水産省輸出・国際局) 作成時期:調査年度末頃 算出方法:特定農林水産物等登録簿より登録産品数を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値(登録件数)/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	海外における育成者権取得や侵害対応を促進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数	1.1 カ国	元年度	2 カ国	9年度	1.2 カ国	1.3 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国	1.6 カ国	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(2)②の「海外において我が国の優良な植物新品種が適切に保護される環境整備に取り組む」に該当する指標として設定。 また、農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な植物品種について海外での知的財産権保護を推進し、海外流出を防ぐことにより、海外の産地化や第三国への輸出を防止することが重要であることから、その品種登録を指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 海外流出リスクの高い品目については、外国のうち1カ国のみで品種登録ができても、他国から第三国マーケットに輸出されてしまえば、日本からの輸出の支障となる。このため、品種ごとに主要な外国の生産国と、輸出元国となり得る国として2カ国を目標として設定した。 なお輸出重点品目とは、令和元年度基準値までは、農林水産業の輸出力強化戦略に規定していた果樹、米（稲）、いちご、ながいも、茶及びかんしょの6品目。令和2年度以降については、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の策定及びその後の改訂を踏まえて、現在10品目（果樹（りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき）、野菜（いちご、かんしょ）、花、茶、米（稲））。
					1.4 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国				

把握の方法	出典：農林水産省輸出・国際局 作成時期：調査年度末頃 算出方法：農林水産省により確認した登録数を集計
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度の実績値（登録国数／登録品種数）/当該年度の目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	加工食品の国際競争力強化に向けた食品製造イノベーション推進事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア		(14)	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア	
(2)	輸出物流構築緊急対策事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア		(15)	輸出環境整備緊急対策事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア	
(3)	グローバル産地づくり緊急対策事業のうち地域の加工食品の国際競争力強化支援事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア		(16)	農業知的財産保護・活用支援事業 （令和2年度） （主）	(2)-②-ア	
(4)	農林水産・食品関連スタートアップ等へのリスクマネー緊急対策事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-ア		(17)	農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち海外フードバリューチェーン再構築緊急対策事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア	
(5)	グローバル産地づくり緊急対策事業のうち加工食品輸出産地確立緊急対策 （令和3年度） （主）	(1)-①-ア		(18)	輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち輸出先国・地域における規制等への対応の強化事業及び輸出支援プラットフォーム体制強化事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-ア	
(6)	食品産業の国際競争力強化緊急対策事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-ア		(19)	輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立緊急対策のうち海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業及び海外展開ハンズオン支援事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-ア	
(7)	輸出環境整備推進事業 （平成27年度） （主）	(1)-①-ア		(20)	地理的表示保護・活用総合推進事業 （令和3年度） （主）	(2)-①-ア	
(8)	植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 （平成29年度） （主）	(2)-②-ア		(21)	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア	
(9)	マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業 （平成30年度） （主）	(1)-①-ア		(22)	既存添加物等申請加速化事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-ア	
(10)	マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業 （平成30年度） （主）	(1)-①-ア		(23)	水産物輸出拡大連携推進事業 （平成30年度） （主）	(1)-①-ア	

(11)	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 （令和元年度） （主）	(1)-①-ア		(24)	輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業 （令和4年度） （主）	(1)-①-ア	
(12)	グローバル産地づくり推進事業 （令和元年度） （主）	(1)-①-ア		(25)	食産業の戦略的海外展開支援事業 （令和4年度） （主）	(1)-②-ア	
(13)	グローバル産地づくり緊急対策事業 （令和元年度） （主）	(1)-①-ア		(26)	育成者権管理機関支援事業 （令和5年度） （主）	(2)-②-ア	

行政事業レビューシート 参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	種苗法 （平成10年） （主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。 なお、植物新品種の海外流出を防止し、新品種の開発を促進するための「種苗法の一部を改正する法律」が令和2年12月に成立し、令和3年4月に施行。
(2)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法） （平成27年、平成28年、平成30年改正） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、農林水産業及びその関連産業の発展、併せて需要者の保護がなされることにより、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進及び知的財産の保護・活用による農林水産物・食品の高付加価値化に寄与する。
(3)	日本農林規格等に関する法律 （平成29年） （関連:5-①、④）	－	－	－	－	(1)-①-ア	日本農林規格（JAS）の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与する。
(4)	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 （令和2年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」を設置するとともに、同本部による基本方針及び実行計画の策定、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定等の措置を講ずることで、農林水産物・食品の輸出促進に寄与する。
(5)	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画の認定を受けた場合の輸出事業用施設等の割増償却 （令和4年） （主）	－	－	2 (0)	67	(1)-①-ア	輸出事業計画の認定を受けた事業者が、輸出事業用資産の取得等をして輸出事業の用に供した場合に、5年間30％（建物及びその附属設備並びに構築物については35％）の割増償却ができる特例措置を行う。 海外の規制や需要に対応するためには設備投資が必要な一方、輸出事業は収益化するまでの期間が長いことが参入障壁となっており、投資後の税負担を軽減する措置を講じることにより、事業者が輸出に向けた設備投資に踏み切ることに繋がり、農林水産物・食品の輸出の促進に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) －	－	－	(3) －	－	－

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	－

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－③）

政策分野名 【施策名】	消費者と食・農とのつながりの深化	担当部局名	消費・安全局（大臣官房政策課、大臣官房環境バイオマス政策課、大臣官房新事業・食品産業部、農村振興局） 【消費・安全局消費者行政・食育課、大臣官房政策課食料安全保障室、大臣官房環境バイオマス政策課、大臣官房新事業・食品産業部企画グループ／食品製造課／外食・食文化課、農村振興局都市農村交流課／地域整備課】
政策の概要 【施策の概要】	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承、消費者と生産者の関係強化	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の1(3) ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食生活の多様化や世代の特性等も踏まえながら、食育を推進するとともに、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を、食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開する。 また、消費者等に積極的に国産農産物を選択してもらえるよう、農林漁業体験の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	「日本型食生活」を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合	69 %	2年度	75 %	7年度	－	70.2 %	71.4 %	72.6 %	73.8 %	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1の(3)の①の「「日本型食生活」を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 従前の目標における実績値の上昇幅(H27年度62%→R2年度69%)である約5ポイント程度の上昇を目指し、「75%」を設定。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
					－	69.8 %	72.8 %				
	把握の方法		出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度内を予定 算出方法:「実践している」又は「おおむね実践している」の数／有効回答数								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	農林漁業体験の取組の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア 農林漁業体験を経験した国民の割合	66 %	2年度	70 %	7年度	－	66.8 %	67.6 %	68.4 %	69.2 %	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1の(3)の①の「農林漁業体験」の取組の推進に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 第4次食育推進基本計画における「農林漁業体験を経験した国民（世帯）を令和7年度までに70%以上とする」目標に基づき設定。 令和3年3月に決定した第4次食育推進基本計画は、おおむね5年間という計画期間を設定しており、令和7年度までの目標値を設定しているため、年度ごとに目標値を設定することにはなじまないが、便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
					－	61.3 %	62.4 %				
	把握の方法	出典：食育に関する意識調査（農林水産省消費・安全局） 作成時期：調査年度内を予定 算出方法：農林漁業体験への参加について、家族の中で参加したことがあると答えた人数／有効回答数									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】	学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア 学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合	0 %	元年度	90 %	7年度	－	90 %	90 %	90 %	90 %	O＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)①の「学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用」に該当するアウトカム指標として設定。ただし、病院等施設についてはデータの把握が困難なことから学校給食のみを対象とした。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年3月農林水産省告示。令和3年4月一部改正）では、学校給食において地場産物を使用する割合（金額ベース）について、第4次食育推進基本計画における「学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和元年度）から維持・向上した都道府県の割合を90%以上とすることを目指す」という目標に基づき設定。
					－	68.1 %	76.6 %				
	把握の方法	出典：学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査（文部科学省） 作成時期：調査年度内 算出方法：学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)が基準値(令和元年度)から維持・向上した都道府県/47都道府県									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 Aランク：90%以上、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策(2)	和食文化の保護・継承
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	次世代への和食文化の継承のため、学校給食や家庭における和食提供の機会の拡大、和食の継承活動を行う中核的な人材の育成等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	次世代への和食文化の継承

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合	44.6 %	2年度	50 %	7年度	－	46 %	47 %	48 %	49 %	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(3)②の「次世代への和食文化の継承」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、第4次食育推進基本計画における「郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合を令和7年度までに50%以上とすることを目指す」という目標に基づき設定。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
					－	61.7 %	63.1 %				
	把握の方法		出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度内を予定 算出方法:郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合×100								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	消費者と生産者の関係強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	消費者と生産者の関係強化に向けて、地域支援型農業(CSA)等により産地と消費者とが結びつく取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	産地と消費者とが結びつく取組を推進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合	73.5 %	2年度	80 % 以上	7年度	-	74.8 %	76.1 %	77.4 %	78.7 %	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)③の「産地と消費者とが結びつく取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値は、「第4次食育推進基本計画」(令和3年3月)中「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合を令和7年度までに80%以上とすることを目指す」という目標に基づき設定。 年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
					-	74.8 %	69.8 %				
	把握の方法		出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度内を予定 算出方法:産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいると回答した人数／有効回答数								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	地域食品産業連携プロジェクト推進事業 （令和3年度） （関連:5-①）	(3)-①-ア		(5)	飲食業消費喚起事業（Go To Eatキャンペーン） （令和2年度） （主）	-	
(2)	食料産業・6次産業化交付金 （平成30年度） （関連:5-①、⑬）	(1)-①-ア (1)-②-ア (1)-③-ア		(6)	食育活動の全国展開事業委託費 （平成25年度） （主）	-	
(3)	国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業 （令和3年度補正） （主）	-		(7)	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちフードサプライチェーンの環境配慮見える化推進事業 （令和4年度） （関連; 5-⑫）	-	
(4)	ニッポンフードシフト総合推進事業 （令和3年度） （主）	-		(8)	農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連:5ー①、⑦、⑧、⑩、⑬、⑭、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔）	(1)-③-ア (3)-①-ア	
	行政事業レビューシート 参照URL						

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) （平成22年） （関連:5-①、⑬）	－	－	－	－	(1)-③-ア	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（いわゆる「6次産業化」）に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）						
事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	
(1)　－	－	－	(2)　－	－	－	
各府省庁行政事業レビューシート参照URL	－					

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
　　それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－④）

政策分野名 【施策名】	食品の安全確保と消費者の信頼の確保	担当部局名	消費・安全局（大臣官房新事業・食品産業部、大臣官房） 【消費・安全局消費者行政・食育課／食品安全政策課／農産安全管理課／畜水産安全管理課、大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（食品企業行動室／基準認証室）、大臣官房地方課災害総合対策室】
政策の概要 【施策の概要】	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化、食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の1（4）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生産、製造の段階における食品の安全確保等
目標① 【達成すべき目標】	有機物・副産物肥料(注1)を農家が安心して利用できる仕組みの構築、全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率	0 %	2年度	10 %	7年度	－ －	2 % 1 %	4 % 令和5年 12月 把握予定	6 %	8 %	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①アの「新たな肥料制度の整備・活用を進めるとともに、肥料、土づくり、畜産、食品リサイクル等の関連施策の連携により、地力の維持向上、農業の生産性の向上、資源循環を実現」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 有機物・副産物肥料の生産量を、肥料の品質の確保等に関する法律が施行された令和2年12月から令和7年までに10%増加させることとしている。各年度の目標値については、毎年度一定の割合で増加すると想定し設定。
	把握の方法	出典:肥料の品質の確保等に関する法律に基づく生産数量(1月～12月分)報告等(農林水産省消費・安全局集計) 作成時期:調査年度の翌年度12月頃 算出方法:(当該年生産量-基準年生産量)／基準年生産量									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン(注2)に基づく管理手法の導入に取り組む飼料製造工場の割合	48 %	元年度	100 %	7年度	57 % 57 %	66 % 65 %	75 % 70 %	84 %	93 %	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)①アの「全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 広域流通する最終製品の製造かつ供給の大宗を占める配合飼料製造工場について、GMPガイドラインに基づく管理手法の導入に向けて、その取組の着手状況を令和7年度までに100%とすることを目標として設定。 なお、年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、毎年度、一定の割合で増加すると想定し、年度毎の目標値を設定。
	把握の方法	出典:農林水産省消費・安全局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:導入に着手している広域流通する配合飼料製造工場数／広域流通する配合飼料製造工場数									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】	食品等事業者を対象にHACCP（注3）に沿った衛生管理の導入										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数	1,951 件	3年度	4,725 件	6年度	－	－	2,945 件	3,850 件	4,725 件	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1（4）①イの「輸出の拡大を目指す事業者が更なる衛生管理・品質管理の向上に取り組めるように人材育成や認証の活用等の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 目標値については、食品安全マネジメント協会から提出のあった中長期計画の中から、令和3年12月時点でのJFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得見込み数から抽出し設定。また、基本計画において、令和7年度までに輸出額2兆円の目標が策定されたことを受け、輸出に向けたJFS規格の取得が活性化されることを見込み設定。
					－	－	2,275 件				
	把握の方法		出典：食品安全マネジメント協会HP　規格/適合組織数 作成時期：調査年度の3月末日 算出方法：JFS-A,B,C規格の認証・適合証明を受けた件数の合計値								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝（当該年度の実績値－基準値）／（当該年度の目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(2)	食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	食品表示の適正化等、食品トレーサビリティの普及啓発
目標① 【達成すべき目標】	食品表示の適正化

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率	1.0 %	30年度	1.0 %以下	7年度	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	1.0 %以下	F＝ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1(4)②ア「立入検査や食品表示の監視・取締りなどを行うとともに、科学的な分析手法等を活用し、効果的・効率的な監視や食品表示の適正化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成30年度時点で、生鮮食品は1.0%、加工食品は1.8%であるが、 ①調査対象事業者の中からの抽出調査であり、毎年調査対象の事業者が異なること ②偽装表示の背景にある社会経済情勢等の影響を受けること ③実際上、過失による一時的な違反が生じうること 等を考慮し、可能な数値として令和7年度までに1.0%以下を目標値として設定。 なお、加工食品に係る不適正表示率については、令和7年度の目標達成に向けて、各年度においては、ほぼ一定の割合で減少させることを目標として設定。
					0.2 %	0.4 %	0.3 %				
	把握の方法		出典:地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査 (農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃 算出方法:不適正表示小売店等数／調査小売店等数								
	達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合								
イ 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率	1.8 %	30年度	1.0 %以下	7年度	1.6 %以下	1.4 %以下	1.3 %以下	1.2 %以下	1.1 %以下	F↓ー直	
					1.2 %	0.9 %	1.3 %				
	把握の方法		出典:地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査 (農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃 算出方法:不適正表示小売店等数／調査小売店等数								
	達成度合いの判定方法		A(おおむね有効):当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある):当該年度目標値を上回った場合								

目標② 【達成すべき目標】	生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存（基礎トレーサビリティ）の取組率	87 %	3年度	91 %	7年度	78 %	79 %	88 %	89 %	90 %	S↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の1（4）②イの「生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 食品トレーサビリティは、食品流通加工業者において取り組むことが求められているが、特に中小零細規模の事業者にとっては取組にかかるコスト等の要因により、取組拡大のテンポは遅いものとなっている。 食品トレーサビリティの取組実態については、統計調査である「食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査」で把握していたが、令和元年度で廃止されたため、令和2年度から同じく統計調査である「食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査」で把握することとなった。それに伴い、調査対象の選出方法が定点調査から無作為抽出に変更され、過去の年度との実績値の変動が大きくなった。これにより、令和元年度に設定した目標値を令和2、3年度の実績値が上回ったことから、令和4年度より目標値の見直しを図ることとした。アについては、令和2、3年度の実績値の変動幅を考慮して、その平均値を基準とし、イについては、直近の令和3年度の実績値を基準として、引き続き政策を着実に実施していくことで、毎年度、一定の幅で増加していくと想定し、目標値を上方修正。
					89 %	85 %	85 %				
	把握の方法		出典：食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査 （農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：農畜水産物の出荷記録を保存している数／生産者数								
	達成度合いの判定方法		各年度の達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）× 100(%) A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								
イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存（内部トレーサビリティ）の取組率	46 %	3年度	50 %	7年度	42 %	43 %	47 %	48 %	49 %	S↑－差	
					45 %	46 %	54 %				
	把握の方法		出典：食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録を保存している数／流通加工業者数								
	達成度合いの判定方法		各年度の達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）× 100(%) A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	動物用医薬品対策事業 （昭和38年度） （主）	－		(6)	食品表示監視強化対策事業 （平成24年度） （主）	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-②-イ	
(2)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 （平成13年度） （主）	(2)-①-ア (2)-①-イ		(7)	敷料等有害物質の家畜等移行調査・試験事業費 （令和3年度） （主）	－	
(3)	牛肉トレーサビリティ業務事業委託費 （平成15年度） （主）	－		(8)	豚熱経口ワクチン内製化推進事業 （令和4年度） （主）	－	
(4)	生産資材安全確保対策事業委託費 （平成18年度） （主）	(1)-①-イ		(9)	牛個体識別台帳システム信頼性確保対策事業 （令和5年度） （主）	－	
(5)	有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費 （平成18年度） （主）	－					

行政事業レビューシート参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	農薬取締法 （昭和23年） （主）	－	－	－	－	－	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(2)	肥料の品質の確保等に関する法律 （昭和25年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	肥料の生産等に関する規制を行うことにより、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与する。
(3)	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 （昭和29年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-イ	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産畜産物等及び食品の安全性の向上に寄与する。
(4)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP支援法） （平成10年） （主）	－	－	－	－	(1)-②-ア	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備（高度化基盤整備）に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与する。
(5)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 （平成15年） （主）	－	－	－	－	(2)-②-ア (2)-②-イ	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与する。
(6)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 （平成22年） （主）	－	－	－	－	(2)-②-ア (2)-②-イ	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与する。
(7)	食品表示法 （平成27年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与する。
(8)	日本農林規格等に関する法律 （JAS法） （平成29年） （関連：5-①、②）	－	－	－	－	(2)-①-ア (2)-①-イ	日本農林規格（JAS）の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する国内外における取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）						
事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	
【復興庁より】 (1) 放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策 （平成24年度）	－		【復興庁より】 (2) 福島県農林水産業復興創生事業 （平成29年度）	－		
各府省庁行政事業レビューシート参照URL						

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	有機物・副産物肥料	家畜ふん堆肥など動植物質のものを原料とした肥料や産業副産物を原料とした肥料。
注2	GMP（ガイドライン）	飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインは、飼料の安全確保に関する国際的な考え方の変化を背景に、原料から最終製品までの全工程において実施する基本的な安全管理である適正製造規範（GMP：Good Manufacturing Practice）を事業者自らが導入するため指針として2015年4月に制定。
注3	HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し（危害要因分析）、危害防止につながる特に重要な工程（重要管理点）を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑤）

政策分野名 【施策名】	総合的な食料安全保障の確立	担当部局名	大臣官房政策課食料安全保障室（大臣官房環境バイオマス政策課、大臣官房新事業・食品産業部、消費・安全局、輸出・国際局、農産局、畜産局、農村振興局、農林水産技術会議事務局、水産庁） 【大臣官房政策課食料安全保障室、大臣官房環境バイオマス政策課、大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課、消費・安全局植物防疫課/動物衛生課/畜水産安全管理課/消費者行政・食育課、輸出・国際局総務課/国際地域課参事官（新興地域）室、農産局穀物課/農産政策部企画課/貿易業務課、畜産局飼料課、農村振興局整備部設計課、農林水産技術会議事務局研究開発官室、水産庁資源管理部国際課】
政策の概要 【施策の概要】	不測時に備えた平素からの取組、国際的な食料需給の把握・分析、輸入穀物等の安定的な確保、国際協力の推進、動植物防疫措置の強化	政策評価体系上の 位置付け	食料の安定供給の確保
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）　第3の1(5)	政策評価 実施予定時期	令和6年度

政策手段一覧

予算に係る政策手段

事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 世界食料需給動向等総合調査・分析関係費 （平成20年度） （主）		(17) 国際分担金 （昭和26年度） （主）	
(2) 生産国とのパートナーシップを通じた持続可能なサプライチェーンの構築推進事業 （令和4年度） （主）		(18) 国際機関を通じた農林水産業協力拠出金（うち農林業分野） （昭和48年度） （主）	
(3) 途上国における持続可能な原材料生産支援事業 （令和4年度） （主）		(19) 国際機関を通じた農林水産業協力拠出金（うち水産分野） （昭和48年度） （主）	
(4) 家畜伝染病予防費 （昭和19年度） （主）		(20) 国際農業協力等委託・補助事業 （平成25年度） （主）	
(5) 植物防疫事業交付金 （昭和60年度） （主）		(21) 緊急食糧支援事業 （平成11年度） （主）	
(6) 水産防疫対策事業費 （平成15年度） （主）		(22) 米管理経費（国内米買入費、輸入米買入費、米管理費） （昭和元年度以前） （主）	
(7) 消費・安全対策交付金 （平成17年度） （主）		(23) 麦管理経費（食糧麦買入費、麦管理費） （昭和20年度） （主）	

(8)	家畜衛生対策事業 （平成17年度） （主）		(24) 学校給食用政府備蓄米支援事業 （無償交付　平成10年度、有償交付　平成15年度） （主）
(9)	戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費 （平成20年度） （主）		(25) 加工原材料用政府所有米穀導入促進事業 （無償交付　平成10年度、有償交付　平成10年度） （主）
(10)	獣医療提供体制整備推進総合対策事業費 （平成22年度） （主）		(26) 飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料穀物備蓄対策 （昭和51年度） （関連：3－⑨）
(11)	我が国のOIE認定施設活動支援事業 （平成28年度） （主）		(27) 海外農林業開発協力問題調査等事業委託費 （昭和63年度） （主）
(12)	食料安定生産に資する新たな病害虫危機管理対策・体制の構築 （平成30年度） （主）		(28) 海外農業農村開発促進調査等補助金 （平成23年度） （主）
(13)	国際基準を踏まえた防疫指針の策定事業委託費 （令和元年度） （主）		(29) 国際漁業協力推進事業 （平成24年度） （主）
(14)	植物検疫に係る臭化メチルくん蒸の代替薬剤開発委託事業 （令和3年度） （主）		(30) 麦買入費（輸入飼料） （昭和28年度） （関連：3－⑨）
(15)	野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 （令和4年度） （主）		(31) 安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業 （令和2年度） （関連：5-⑪）
(16)	臭化メチルくん蒸の代替薬剤の飼料作物等に対する安全性の確立事業委託費 （令和5年度） （主）		

行政事業レビューシート 参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］		
(1)	植物防疫法 （昭和25年） （主）	－	－	－	－	当該法律に基づき、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ることにより、農産物の安定供給に寄与する。
(2)	家畜保健衛生所法 （昭和25年） （主）	－	－	－	－	都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠、その業務等を規定。 当該法律に基づき、都道府県は、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するため、家畜保健衛生所を設置することにより、食の安全及び畜産物の安定供給に寄与する。
(3)	家畜伝染病予防法 （昭和26年） （主）	－	－	－	－	国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。 当該法律に基づき、家畜伝染病等の発生予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じることにより畜産の振興を図り、食の安全及び畜産物の安定供給に寄与する。
(4)	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 （平成7年） （主）	－	－	－	－	主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1)　－	－	(2)　－	－
各府省庁行政事業レビューシート 参考URL	－		

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLに記載のWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省5－⑥）

政策分野名 【施策名】	担い手の育成・確保等と農業経営の安定化	担当部局名	経営局（大臣官房） 【大臣官房政策課、経営局経営政策課/就農・女性課/保険課】
政策の概要 【施策の概要】	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し、経営継承や新規就農、人材の育成・確保等、次世代型の農業支援サービスの定着、多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進、収入保険制度の着実な推進等	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の2（1）（2）（4） ・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第1 5 （1） ⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定） Ⅲ 政策の展開方向 3 ・第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定） ・農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日） ・成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針（令和4年6月17日閣議決定） ・デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手(注)の経営発展を後押しするため、担い手への重点的な支援の実施、農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化、青色申告を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	担い手への重点的な支援の実施

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農業経営体のうち認定農業者の割合	20.1 %	元年度	24.0 %	7年度	21.1 % 21.7 %	21.7 % 22.1 %	22.3 % 22.8 %	22.9 %	23.5 %	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のアの「認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農業経営体に占める認定農業者の割合については、平成28年度から令和元年度まで毎年0.5%の伸び率であることから、この伸び率以上に増加させることを目標として、令和7年度の目標値を24%に設定。
	把握の方法		出典:「農林業センサス」(農林水産省統計部)・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部)・「認定農業者の認定状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「認定農業者数」が占める割合								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　農業法人経営体数	14,600 法人	25年度	50,000 法人	5年度	39,380 法人	42,920 法人	46,460 法人	50,000 法人	－	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のイの「農業経営の法人化を加速化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部）において、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とすることを成果目標（KPI）としている。 このため、平成25年度の14,600法人について、令和5年度までに約3,500法人/年増加させることとして目標を設定。
					30,707 法人	31,600 法人	32,200 法人				
	把握の方法		出典：「農林業センサス」・「農業構造動態調査」（農林水産省統計部） 作成時期：各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法：「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」(※) ※令和2年度以降の実績値は、一戸一法人等を含む。								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	青色申告の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア 農業経営体のうち青色申告者の割合	39.0 %	元年度	60.0 %	7年度	42.5 % 44.0 %	46.0 % 46.3 %	49.5 % 49.3 %	53.0 %	56.5 %	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)①のウ「農業者による青色申告を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和元年度の実績値39%を基準値とし、平成26年度から令和元年度までの年増加率(2%/年)について、増加率を倍近くに増加させることとして、令和7年度の目標値を60%に設定。

把握の方法	出典：「国税庁事務年報(個人・農業所得用)」・「国税庁会社標本調査」(国税庁)、「農林業センサス」・「農業構造動態調査」（農林水産省統計部） 作成時期：各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法：「農業経営体数」のうち、「農業所得者の青色申告者数」の占める割合 （「農業所得者の青色申告者数」は、「国税庁事務年報」の「農業所得者」の「青色申告者数」の数値及び「農業構造動態調査」の「団体経営体数」のうち「法人経営体数」(※)に「国税庁会社標本調査」の「青白区分」の資本金階級5億円以下の単体法人の青色申告の割合をかけた数値により推計） ※令和元年度は、「農業構造動態調査」の「組織経営体数」のうち、「農産物の生産を行う法人組織経営体数」。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。 令和2年度は、「農林業センサス」の「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」。
達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	経営継承や新規就農、人材の育成・確保等
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	次世代の担い手への円滑な経営継承、農業を支える人材の育成のための農業教育の充実、青年層の新規就農と定着促進、女性が能力を発揮できる環境整備等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	次世代の担い手への円滑な経営継承

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 農業経営・就農支援センターにおける経営継承に関する相談件数	901件	3年度	1,300件	6年度	－	－	1,034件	1,167件	1,300件	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のア「経営形態に応じた計画的かつきめ細やかな経営継承を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 改正農業経営基盤強化促進法(令和4年5月成立)において、経営継承等の業務を行う体制として農業経営・就農支援センターを整備することとし、これまでこの業務を担っていた農業経営相談所における令和3年度の経営継承に関する相談件数901件を基準値とし、平成30年度から令和2年度までの農業経営相談所の経営継承に関する専門家派遣件数の増加率(約1.3倍)と同程度の割合で増加させることとし、令和6年度の目標値を1,300件に設定。
					－	901件	1,217件				
	把握の方法		出典(算出方法):令和4年度農業経営者総合サポート事業「事業完了報告書」(農林水産省経営局)に添付する「経営相談カルテ」及び、「就農相談カルテ」の経営継承に係る相談件数 作成時期:各年度末時点の数値を当年度の実績として集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	農業を支える人材の育成のための農業教育の充実

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　農業大学校卒業生の就農率	53.5%	3年度	57.5%	7年度	－ －	－ －	54.5% 54.2%	55.5%	56.5%	F↑-直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のイの「将来的に農業を職業として選択する人材を育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和3年度の実績値53.5%を基準値とし、平成24年度から令和3年度までの年増加率(0.52%／年)について、増加率を倍程度に増加させることとして、令和7年度の目標を57.5%に設定。
	把握の方法		出典：「全国農業大学校等の概要」（全国農業大学校協議会） 作成時期：各年度末の数値を翌年度の実績として集計 算出方法：道府県立農業大学校卒業生総数（養成課程）のうち、「農業従事者数」、「継続研修」及び「就職者（農業にも一部従事）」を合計した人数の割合								
	達成度合いの判定方法		達成度合い（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	青年層の新規就農と定着促進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　40代以下の農業従事者数	31.1 万人	25年度	40.0 万人	5年度	37.3 万人 22.7 万人	38.2 万人 22.6 万人	39.1 万人 21.9 万人	40.0 万人	－	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のウの「青年層の農業内外からの新規就農と定着促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部）において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大」という目標を設定している。 このため、令和5年度までに40代以下の農業従事者数を40万人に拡大することとし、8,900人/年増加することとして目標を設定。
	把握の方法		出典：「農林業センサス」、「農業構造動態調査」（組替集計）（農林水産省統計部） 作成時期：各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法：令和3年度及び令和4年度は、「農業構造動態調査」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値 平成25年度及び令和2年度は、「農林業センサス」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値(※) ※平成25年度は、「2010年農林業センサス」の数値をベースに、機械的な方法（（ⅰ）前年の49歳以下の農業従事者の数から、（ⅱ）当年に50歳になる者の数を差し引いた後、（ⅲ）当年の49歳以下の新規就農者の数を加える（農業に従事しなくなった者の数は考慮していない））により計算した数値。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】	女性が能力を発揮できる環境整備

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　認定農業者に占める女性の割合	4.8 %	元年度	5.5 %	8年度	4.9 % 5.0 %	5.0 % 5.1 %	5.1 % 5.1 %	5.2 %	5.3 %	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）の成果目標となっている「認定農業者に占める女性の割合」（令和7年度までに5.5%）を測定指標として設定。（注：政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として5.5%） このため、令和元年度の4.8%について、令和8年度までに毎年0.1%／年増加させることとして目標を設定。
	把握の方法	出典：「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」（農林水産省経営局） 作成時期：各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法：「農業経営改善計画認定数」のうち、女性の単独申請数及び夫婦による共同申請数の割合									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									
イ　農業委員に占める女性の割合	11.8 %	30年度	30.0 %	7年度	17.0 % 12.3 %	19.6 % 12.4 %	22.2 % 12.6 %	24.8 %	27.4 %	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農業委員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）の成果目標となっている「農業委員に占める女性の割合」（令和7年度までに30%）を測定指標として設定。 このため、平成30年度の11.8%について、令和7年度までに毎年2.6%／年増加させることとして目標を設定。
	把握の方法	出典：「農業委員への女性の参画状況」（農林水産省経営局） 作成時期：各年度10月1日時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法：農業委員の人数のうち、女性の人数の割合									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ウ 農業協同組合の役員に占める女性の割合	8.0 %	元年度	15.0 %	8年度	9.0 %	10.0 %	11.0 %	12.0 %	13.0 %	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(1)②のエの「農協役員への女性登用を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）の成果目標となっている「農業協同組合の役員に占める女性の割合」（令和7年度までに15%）を測定指標として設定。 （注：政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として15%） このため、令和元年度の8%について、令和8年度までに毎年1%／年増加させることとして目標を設定。
					8.4 %	9.0 %	9.3 %				
	把握の方法		出典：「総合農協統計表」（農林水産省経営局） 作成時期：各農業協同組合の事業年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法：農業協同組合の役員数のうち、女性の人数の割合								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(3)	次世代型の農業支援サービスの定着
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、次世代型の農業支援サービスの定着を促進する。
目標① 【達成すべき目標】	次世代型の農業支援サービスの定着

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア	2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用できている担い手の割合	59.6%	4年度	80%	7年度	－	－	－	66.4%	73.2%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の②の「次世代型の農業支援サービスの定着」において、生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品関連事業者と連携した収穫作業などの次世代型の農業支援サービスの定着を促進することとしている。 このため、農業支援サービスを利用又は利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用できている担い手の割合を測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度革新的事業活動に関する実行計画(令和2年7月閣議決定)において「2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手の8割以上が実際に利用できている」という成果目標(KPI)を設定。このため、令和4年度の59.6%について、令和7年度までに毎年6.8ポイント／年増加させることとして目標を設定。
						－	－	－				
	把握の方法	出典:「令和4年度農業支援サービスの利用に関する意識・意向調査」(農林水産省統計部) 作成時期:調査結果は調査年度の12月末頃に公表予定、成果目標(KPI)の進捗状況は毎年6月頃の成長戦略フォローアップにて公表予定 算出方法:農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合										
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

前年度までの測定指標（指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合）	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合 （令和4年度に設定）	P	P	P	P	－	－	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の②の「次世代型の農業支援サービスの定着」において、生産現場における人手不足や生産性向上等の課題に対応し、農業者が営農活動の外部委託など様々な農業支援サービスを活用することで経営の継続や効率化を図ることができるよう、ドローンや自動走行農機などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品関連事業者と連携した収穫作業などの次世代型の農業支援サービスの定着を促進することとしている。 このため、農業支援サービスを利用又は利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合を測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和3年度に実施したアンケート調査により実績を把握し、令和4年度に目標値等を設定する予定であったが、実態をより正確に把握するためには調査設計を変更し、再調査が必要であったため、令和4年度に実施する調査の結果を踏まえ、令和4年度後半に目標値等を設定することとする。
	把握の方法		出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－								
	達成度合いの判定方法		－								

施策(4)	多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の現場で必要な人材を確保していくため、誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりを推進する。
目標① 【達成すべき目標】	誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの推進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　家族経営協定の締結数	58,799件	2年度	70,000件	8年度	－	－	62,520件	64,390件	66,260件	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(2)の③の「誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定)の成果目標となっている「家族経営協定の締結数」(令和7年度までに70,000件)を測定指標として設定。(なお、政策評価書の記載上の整理においては、令和8年度の目標値として70,000件) このため、令和2年度の実績58,799件について、令和8年度までに毎年約1,870件増加させることとして目標を設定。
					－	－	59,515件				
	把握の方法		出典:「家族経営協定に関する実態調査」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:家族経営協定締結農家数								
	達成度合いの判定方法		達成度合い(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(5)	収入保険制度等の着実な推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定を図るため、収入保険制度等を着実に推進する。
目標① 【達成すべき目標】	収入保険の普及促進・利用拡大

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　収入保険の加入経営体数	2.3万 経営体	30年度	10万 経営体	6年度	5.5万 経営体	7.1万 経営体	10万 経営体	9.7万 経営体	10万 経営体	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(4)①のアの「収入保険の普及促進・利用拡大を図る」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 自然災害や価格下落等の農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るために収入保険が有効な手段であることから、令和4年度に10万経営体を目標として取り組んできたが、令和4年度の実績値が8.8万経営体(令和5年3月時点)を超える程度となる見込みとなった。 収入保険への加入は引き続き重要であることから、目標年度を令和6年度とし引き続き加入経営体数10万経営体を目標として取り組むこととした。
					5.9万 経営体	7.9万 経営体	8.8万 経営体				

把握の方法	出典:「収入保険データ集」(農林水産省経営局) 作成時期:各年の1月から12月までに保険期間が始まる収入保険の加入経営体数を前年度の実績として集計(※) ※令和4年度の実績値8.8万経営体は令和5年3月までに加入申込みのあった経営体数であり、今後、令和5年4月以降の加入実績を加え、最終的に令和6年2月頃に確定。 算出方法:ー
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	農業共済事業の実施 （昭和22年度） （主）	－		(18)	担い手確保・経営強化支援事業 （平成27年度） （主）	(2)-③-ア	
(2)	被害農家営農資金利子補給等補助金 （昭和28年度） （主）	－		(19)	農業経営法人化支援総合事業 （平成27年度） （主）	(1)-②-ア	
(3)	農林年金給付事業 （昭和33年度） （主）	－		(20)	収入保険制度の実施 （平成30年度） （主）	(5)-①-ア	
(4)	農業近代化資金利子補給金 （昭和41年度） （主）	(1)-②-ア		(21)	外国人材受入総合支援事業 （平成30年度） （主）	－	
(5)	特定地域経営支援対策事業 （昭和51年度） （主）	－		(22)	女性が変える未来の農業推進事業 （平成30年度） （主）	(2)-④-ア (2)-④-イ (2)-④-ウ (4)-①-ア	
(6)	人権問題啓発事業 （平成9年度） （主）	－		(23)	農業労働力確保緊急支援事業 （令和2年度） （主）	－	
(7)	農業者年金事業 （平成15年度） （主）	－		(24)	経営継続補助事業 （令和2年度） （主）	－	
(8)	独立行政法人農業者年金基金運営費 （平成15年度） （主）	－		(25)	新規就農者育成総合対策のうち経営発展への支援・資金面の支援 （令和4年度） （主）	(2)-②-ア (2)-③-ア (4)-①-ア	
(9)	株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務補給金 （平成20年度） （主）	(1)-②-ア		(26)	新規就農者育成総合対策のうちサポート体制の充実・人材の呼び込み等への支援 （令和4年度） （主）	(2)-②-ア (2)-③-ア (4)-①-ア	
(10)	株式会社日本政策金融公庫危機対応円滑化業務 （平成20年度） （主）	－		(27)	農業労働力確保支援事業 （令和4年度） （主）	－	
(11)	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （平成22年度） （主）	(1)-②-ア		(28)	農業経営・就農支援体制整備推進事業 （令和5年度） （主）	(1)-②-ア	
(12)	農業改良資金利子補給金 （平成22年度） （主）	(1)-②-ア		(29)	担い手育成農地集積資金利子補給金 （平成22年度） （主）	(1)-②-ア	
(13)	農業経営改善利子補給金交付事業 （平成23年度） （主）	(1)-②-ア		(30)	経営所得安定対策等推進事業 （平成25年度） （主）	－	

(14)	農業人材力強化総合支援事業 （平成24年度） （主）	(2)-②-ア (2)-③-ア (4)-①-ア		(31)	経営所得安定対策 （平成25年度） （主）	-	
(15)	経営継承・発展等支援事業 （平成24年度） （主）	(1)-②-ア		(32)	農業支援サービス事業育成対策 （令和3年度） （主）	-	
(16)	青年等就農資金 （平成26年度） （主）	(2)-③-ア		(33)	農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策 （令和4年度） （主）	-	
(17)	農業信用保証保険支援総合事業 （平成27年度） （主）	-					
行政事業レビューシート 参照URL							

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	農業保険法 （昭和22年） （主）	－	－	－	－	(5)-①-ア	災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補塡する農業共済事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営の影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施することにより、農業者の経営安定に寄与する。
(2)	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和30年） （主）	－	－	－	－	－	天災によって被害を受けた農林漁業者等に対し、農林漁業の経営等に必要な低利の経営資金等の融通を円滑にするため、国が地方公共団体に対し利子補給等を実施。 農林漁業者等の負担軽減や民間資金を有効活用することにより、農林漁業者等の資金需要に応じた資金調達の円滑化に寄与する。
(3)	農業改良資金融通法 （昭和31年） （主）	－	－	－	－	－	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある取組を行う農業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が無利子の資金を貸し付ける場合に、国が日本政策金融公庫等に対して利子補給金を交付することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(4)	農業近代化資金融通法 （昭和36年） （主）	－	－	－	－	－	農業者等に対し、民間金融機関が行う長期・低利の農業近代化資金の融通を円滑にするため、国が農林中央金庫に利子補給を実施。 農業者等に対し、長期かつ低利の施設資金等の融通が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(5)	農業信用保証保険法 （昭和36年） （主）	－	－	－	－	－	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、民間金融機関の農業者等に対する貸付けに係る債務保証等を実施。 農業信用基金協会が債務保証等をすることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(6)	農業経営基盤強化促進法 （昭和55年） （主）	－	－	－	－	－	自ら農業経営の改善を計画的に進めようとする認定農業者、新たに農業経営を営もうとする認定就農者、農用地の利用集積を行う特定農業法人・特定農業団体を育成する等により、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進し、農業の健全な発展に寄与する。
(7)	独立行政法人農業者年金基金法 （平成14年） （主）	－	－	－	－	－	（独）農業者年金基金において農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行う。 農業者年金事業を実施し、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図ることにより、担い手の確保に寄与する。
(8)	株式会社日本政策金融公庫法 （平成19年） （主）	－	－	－	－	－	農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害（危機）に対処するために必要な金融等を実施。 農林漁業者の経営改善を支援するため、長期かつ低利の資金を融通、また、危機の際に指定金融機関からの融資が円滑に行われるよう措置することにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(9)	保険会社等の異常危険準備金［法人税：租税特別措置法第57条の5第1項第4号］ （昭和28年度） （主）	10,626 (10,626)	10,511 (10,511)	10,465 (10,465)	－	－	全国共済農業協同組合連合会が毎年度積み立てる異常危険準備金の一定額を損金に算入することができる。 異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保することで、大地震等通常の危険率を超える損害が発生した場合に、全国共済農業協同組合連合会が農業者等に円滑かつ確実に共済金を支払うことが可能となり、農業者の生活の再建が円滑に進むことによる農業経営の維持に寄与する。
(10)	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例［不動産取得税：地方税法附則第11条第10項］ （昭和30年度） （主）	85 (104)	103 (130)	95 （令和5年9月頃把握予定）	95	－	株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得した共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を乗じて得た額を控除することができる（控除額の上限は価格の1/2 ）。 減税措置により共同利用施設の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。
(11)	農業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記に係る税率の軽減［登録免許税：租税特別措置法第78条第2項］ （昭和48年度） （主）	507 (727)	507 (727)	668 (801)	668	－	農業者等が融資機関からの資金の借入れに際し、農業信用基金協会から債務保証を受け、同協会の債権を担保するために設定する抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率を軽減（4／1,000 → 1.5／1,000）。 農業信用基金協会の債務保証を利用する際の負担を軽減することにより担い手の資金調達の円滑化に寄与する。

(12)	農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例[固定資産税:地方税法349条の3第3項、附則第15条第36項及び第37条] (昭和49年度) (主)	398 (159)	398 (134)	154 (令和5年9月頃把握予定)	182	-	農業協同組合、中小企業等協同組合等が取得した農林漁業者又は中小企業の共同利用に供する機械及び装置について、課税標準について3年度分(認定新規就農者が利用する場合は5年度分)に限り価格の1/2(認定新規就農者が利用する場合は2/3)とすることができる。 減税措置により共同利用に供する機械等の設置・利用が促進され、担い手等の過剰投資を避け、経営の改善に寄与する。
(13)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第14号、第65条の4第1項第14号] (昭和49年度) (主)	(農協系統) (所得税については、特別控除の見込み額を記載) 87 (240) (法人税) 0 (-)	(農協系統) (所得税については、特別控除の見込み額を記載) 140 (142) (法人税) 0 (-)	(農協系統) (所得税については、特別控除の見込み額を記載) 177 (令和5年8月下旬把握予定) (法人税) 0 (令和5年8月下旬把握予定)	-	-	組合員等の有する土地等について、土地利用に関する国等の計画に適合した計画に従って行われるものであること等の要件の下で農業協同組合法に規定する宅地等供給事業の用に供するために譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除することができる。 本措置により、都市近郊農地の開発利用が進む中で、農協等が農業上の土地利用に留意した計画的な土地利用を推進し、無計画な農地等の壊廃を防止し、農業と他目的利用とが調和した土地利用の推進に寄与する。
(14)	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例[法人税:租税特別措置法第66条の11、同施行令第39条の22第1項] (農業信用基金協会:昭和50年度) (主)	30 (17)	30 (17)	30 (40)	30	-	農業信用基金協会に設置された債務保証業務に係る基金に充てるための負担金を法人が支出した場合は、当該負担金を法人税における所得の金額の計算上損金の額に算入することができる。 法人の税負担が軽減され、円滑な基金造成が図られることにより、担い手の資金調達の円滑化に寄与する。
(15)	企業年金等の積立金に対する課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の5] (平成11年度) (主)	4,444 (4,444)	4,432 (4,432)	4,427 (4,427)	-	-	全国共済農業協同組合連合会が行う企業年金業務に係る退職年金積立金について、法人税を課税しないことができる。 少子高齢化が進展している状況において、本措置により公的年金を補完する企業年金の積立状況の悪化が回避され、企業年金の安定した運営が図られることにより農業関係者等の生活の安定向上に寄与する。
(16)	農業協同組合等の合併に係る課税の特例[法人税:租税特別措置法第68条の2] (平成13年度) (主)	1,301 (515)	987 (1,128)	477 (令和5年8月下旬把握予定)	-	-	農協等の合併について、簿価による合併が認められる要件の一部を緩和し、①事業の関連があること、②事業継続されること、③従業員の8割以上が合併後も従事することが見込まれることを満たせば「適格合併」として簿価での合併ができる。 本措置により、農協等の合併を促進することにより、農協系統組織の効率化及び経営の健全性の確保に寄与する。
(17)	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第24条の2、第24条の3、第61条の2、第61条の3] (平成19年度) (主)	13,920 (13,590)	13,202 (14,924)	14,499 (令和5年9月頃把握予定)	-	-	経営所得安定対策等の交付金を準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 当該交付金及び準備金により農業用固定資産等(農用地、農業用の建物・機械等)を取得した場合、圧縮記帳して必要経費(損金)に算入することができる。 農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産の取得を支援することにより、担い手の育成・確保に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) 【復興庁より】 農業経営復旧・復興対策特別保証事業 （平成24年度）	－		(3) 【復興庁より】 農業改良資金利子補給金 （平成24年度）	－	
(2) 【復興庁より】 農業経営復旧・復興対策利子助成金等交付事業 （平成24年度）	－		(4) 【復興庁より】 担い手育成農地集積資金利子補給金 （平成24年度）	(1)-②-ア	

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注	担い手	担い手の範囲は以下のとおり。 ○認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体（個人・法人） ○認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体（個人・法人） ○基本構想水準到達者 以下のいずれかに該当する経営体（個人・法人） ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者 ② 農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者 ○集落営農経営 以下のいずれかに該当する任意組織 ① 特定農業団体 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織 ② 集落営農組織 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省5－⑦）

政策分野名 【施策名】	農地集積・集約化と農地の確保	担当部局名	経営局（農村振興局） 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課】
政策の概要 【施策の概要】	担い手への農地集積・集約化の加速化、荒廃農地（注1）の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の2（3） ・日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第1 5 （1） ⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定） Ⅲ 政策の展開方向 ・土地改良長期計画（注2）（令和3年3月23日閣議決定） 第4 2 （1） 政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	担い手への農地集積・集約化の加速化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手への農地集積・集約化の加速化に向けて、人・農地プランの実質化、農地中間管理機構(注3)のフル稼働等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	担い手への農地の集積・集約化

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 担い手が利用する農地面積の割合	48.7 %	25年度	80.0 %	5年度	70.6 %	73.7 %	76.9 %	80.0 %	－	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)の①「担い手への農地の集積・集約化」に該当するアウトカムとして設定。 担い手が利用する農地面積の割合は、平成12年から平成22年の10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化する必要がある。このため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)の成果目標となっている、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を測定指標として設定。 このため、平成25年度の48.7%について、令和5年度までに毎年約3%／年増加させることとして目標を設定。
					58.0 %	58.9 %	59.5 %				

把握の方法	出典:「耕地及び作付面積統計調査」(農林水産省統計部)・「担い手への農地集積面積」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:「耕地面積」のうち、「担い手への農地集積面積」の割合
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	荒廃農地の発生防止・解消、優良農地(注4)の確保と有効利用に向けて、基盤整備の効果的な活用、農業振興地域(注5)制度の適切な運用等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	荒廃農地の発生防止・解消

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　荒廃農地の再生利用面積	0 千ha/年	2年度	48 千ha	12年度	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	F＝－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)の②「荒廃農地の発生防止・解消」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月変更)」において、令和12年時点で確保される農用地区域(注6)内農地面積の目標を397万ヘクタールとしている。これを達成するためには、令和12年までに荒廃農地を4.8万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを目標として設定。 各年の目標値については、目標年までの11年間(R2～R12)において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標面積を設定。
					5.4 千ha/年	8.2 千ha/年	暫定値 令和5年 10月頃 把握予定				
	把握の方法		出典:「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(農林水産省農村振興局)、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」(農林水産省経営局、農林水産省農村振興局) 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度翌年10月頃把握予定) 算出方法:各都道府県から前年度の荒廃農地の再生利用面積の実績値について報告を受け集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	優良農地の確保と有効利用										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　農用地区域内農地面積	400.2 万ha	元年度	397 万ha	12年	399.9 万ha	399.6 万ha	399.3 万ha	399.0 万ha	398.7 万ha	S↓ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)②「優良農地の確保と有効利用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月変更)」において、令和12年の確保すべき農用地区域内農地面積の目標を、基準年となる令和元年(400.2万ヘクタール)よりも3万ヘクタール減の397万ヘクタールとしたことから、これを目標年度及び目標値として設定。 年度ごとの目標値については、基準年（R1）から目標年（R12）までの期間（11年間）に毎年均等で減少することとして設定。
					399.6 万ha	399.0 万ha	暫定値 令和5年7月下旬頃把握予定				
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度12月頃（暫定値は調査年度翌年7月頃把握予定） 算出方法：各都道府県から農用地区域内の農地面積について報告を受け集計								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	農地利用効率化等支援交付金 （令和4年度） （主）	(1)-①-ア		(12)	農家負担金軽減支援対策事業 （平成21年度） （主）	(1)-①-ア	
(2)	集落営農活性化プロジェクト促進事業 （令和4年度） （主）	(1)-①-ア		(13)	農地耕作条件改善事業 （平成27年度） （主）	(1)-①-ア	
(3)	人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業 （令和4年度） （主）	(1)-①-ア		(14)	中山間地域所得確保推進事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア	
(4)	地域計画策定推進緊急対策事業 （令和5年度） （主）	(1)-①-ア		(15)	農地の整備（直轄） （昭和24年度） （関連：5-⑧、⑩）	(1)-①-ア	
(5)	経営継承・発展等支援事業 （平成24年度） （関連：5-⑥）	(1)-①-ア		(16)	農山漁村地域整備交付金 （平成22年度） （関連：5-⑧、⑬、⑰、⑲、㉔）	(1)-①-ア	
(6)	農地調整費交付金 （昭和21年度） （主）	(1)-①-ア		(17)	農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度） （関連：5-⑧、⑩、⑬）	(1)-①-ア	
(7)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 （昭和29年度） （主）	(1)-①-ア		(18)	農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連：5-①、③、⑧、⑩、⑬、⑭、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔）	(2)-①-ア (2)-②-ア	
(8)	農業委員会交付金 （昭和60年度） （主）	(1)-①-ア		(19)	中山間地域等直接支払交付金 （平成12年度） （関連：5-⑭、⑮）	(2)-①-ア	
(9)	農地中間管理機構による集積・集約化活動 （平成25年度） （主）	(1)-①-ア		(20)	鳥獣被害防止総合対策交付金 （平成20年度） （関連：5-⑬、⑭、⑲、㉔）	(2)-①-ア	
(10)	国有農地等管理処分事業 （平成26年度） （主）	(1)-①-ア		(21)	多面的機能支払交付金 （平成26年度） （関連：5-⑧、⑭）	(2)-①-ア	
(11)	農地利用最適化交付金 （平成28年度） （主）	(1)-①-ア					

行政事業レビューシート参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	土地改良法 （昭和24年） （関連：5-⑧、⑬、⑰）	－	－	－	－	(1)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 本法に基づき行う農地の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(2)	農業委員会等に関する法律 （昭和26年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア	農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行う農業委員会の組織運営について規定。 【(1)-①との関連】 農業委員会が農地の出し手及び受け手との調整活動等を実施することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-①との関連】 農業委員会が遊休農地及び遊休農地化の恐れのある農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸付ける方向に誘導することにより、遊休農地対策の推進に寄与する。
(3)	農地法 （昭和27年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図る。 【(1)-①との関連】 農地の権利移動を許可制にし、農地を効率的に利用する耕作者の農地の権利取得の促進に寄与する。 【(2)-①との関連】 遊休農地及び耕作放棄されるおそれのある農地の所有者等に対して、農業委員会が利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(2)-②との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととする一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることとすることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与する。
(4)	農業振興地域の整備に関する法律 （昭和44年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア	国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。 【(1)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-①との関連】 農用地区域内の荒廃農地の再生を図り、荒廃農地対策の推進に寄与する。 【(2)-②との関連】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」における確保すべき農用地区域内農地の面積目標を達成するために、農業振興地域制度等の適切な運用を推進し、優良農地の確保と有効利用の取組の推進に寄与する。
(5)	農業経営基盤強化促進法 （昭和55年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	農地の利用集積を円滑に実施するため、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(6)	集落地域整備法 （昭和62年） （主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進するため、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。
(7)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 （平成4年） （主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。 産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。

(8)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年) (関連:5-⑧、⑬、⑰)	－	－	－	－	(2)-①-ア (2)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(2)-②との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。
(9)	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年) (主)	－	－	－	－	(1)-①-ア	都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地の集約化の意向に配慮して転貸することで、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与する。
(10)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年) (関連:5-⑧、⑫、⑭)	－	－	－	－	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、並びに中山間地域等の農用地面積の減少防止に寄与する。
(11)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)[所得税・法人税:租税特別措置法第33条、第64条] (昭和26年度) (主)	0 (0)	0 (0)	令和5年 7月下旬 把握予定	－	(1)-①-ア	個人又は法人が土地改良法による換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合、個人の場合は課税を代替土地に繰延、法人の場合は圧縮限度額の範囲内で代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき、又はその圧縮限度額以下の全額を積み立てる方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額を損金算入。 当該課税特例は、土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置されるもの。 土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置される当該課税特例において、換地処分等の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(12)	交換処分等、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の2、第33条の3、第65条] (昭和26年度) (主)	15 (15)	24 (24)	令和5年 7月下旬 把握予定	－	(1)-①-ア (2)-②-ア	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合、個人の場合は課税が換地に繰延、法人の場合は譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、土地改良法による土地改良事業が施行された場合、及び農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 【(1)-①との関連】 土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置される当該課税特例において、換地処分等の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-②との関連】 農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置される当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。
(13)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2] (昭和38年度) (主)	253 (253)	207 (207)	令和5年 7月下旬 把握予定	－	(1)-①-ア (2)-②-ア	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。 当該課税特例は、土地改良法による土地改良事業が施行された場合、及び農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 【(1)-①との関連】 土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置される当該課税特例において、換地処分等の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-②との関連】 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。
(14)	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予[贈与税:租税特別措置法第70条の4] (昭和39年度) (主)	328 (103)	322 (339)	280	－	(1)-①-ア	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に対応する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(15)	贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置[不動産取得税:地方税法附則第12条] (昭和41年度) (主)	33 (20)	22 (19)	20	－	(1)-①-ア	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。

(16)	特定住宅地造成事業等(農地中間管理機構等への買い取り)のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第65条の4第1項第25号] (昭和42年度) (主)	1,197 (1,219)	1,198 (1,069)	1,169	−	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア	農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地中間管理機構等に買い取られる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。 買入協議によって農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなることにより、それにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(17)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の3、第65条の5] (昭和45年度) (主)	経営局関係9,740 (11,352) 農村振興局 関係 209 (209)	経営局関係10,336 (9,994) 農村振興局 関係 88 (88)	経営局関係10,586 農村振興局関係 令和5年 7月下旬 把握予定	−	(1)-①-ア (2)-②-ア	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・農地中間管理機構等の行う農地売買等事業により、農用地区域内にある農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するための不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 等。 【(1)-①との関連】 ・農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得(譲渡利益)を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 ・換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-②との関連】 農振法第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に資するため、農振法第23条に規定する市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんを行うもの。 当該勧告に係る協議、調停又はあっせんにおいて、土地の譲渡に伴う税の負担を軽減することにより、経営規模の拡大、優良農地の確保等に寄与する。
(18)	農地中間管理事業等に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等[不動産取得税:地方税法第73条の27の6] (昭和46年度) (主)	16 (21)	19 (24)	20	−	(1)-①-ア	農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農用地区域内の農地等又は開発して農地とすることが適当な土地を取得し、5年以内(5年以内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、その完了の日から1年以内)に売渡し又は交換したときは、納税義務を免除。 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農地を取得する際の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、担い手への農地集積の推進に寄与する。
(19)	農地等についての相続税の納税猶予等[相続税:租税特別措置法第70条の6] (昭和50年度) (主)	41,399 (45,667)	43,154 (45,098)	42,634	−	(1)-①-ア	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。 相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(20)	農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法第73条の14] (昭和50年度) (主)	−	−	−	−	(2)-②-ア	農振法に基づく、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。
(21)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条] (昭和56年度) (主)	57 (62)	60 (59)	61	−	(1)-①-ア	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→ 10/1,000)。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。

(22)	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第1項] (昭和56年度) (主)	73 (90)	81 (82)	83	−	(1)-①-ア	農用地区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額)。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、不動産取得税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(23)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第37条の6、第65条の10] (昭和60年度) (主)	−	−	−	−	(2)-②-ア	個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第2項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。
(24)	相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の2] (平成21年度) (主)	41,400 の内数 (45,667 の内数)	43,154 の内数 (45,098 の内数)	42,634 の内数	−	(1)-①-ア	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農業経営基盤強化促進法又は農地中間事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能になることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(25)	特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の3] (平成21年度) (主)	41,400 の内数 (45,667 の内数)	43,154 の内数 (45,098 の内数)	42,634 の内数	−	(1)-①-ア	農業経営基盤強化促進法等に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付が行われた場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能となることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(26)	贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税・贈与税:租税特別措置法第70条の4の2] (平成24年度) (主)	328 の内数 (103 の内数)	322 の内数 (339 の内数)	280 の内数	−	(1)-①-ア	贈与税の納税猶予の適用を受けている推定相続人が、当該納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地等について農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 贈与税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(27)	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条の2] (平成26年度) (主)	15 (16)	15 (19)	17	−	(1)-①-ア	農地中間管理機構が農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→10/1,000)。 農地中間管理機構が農地を取得する際のインセンティブ措置を講じることにより、機構を介した所有権移転による担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(28)	農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置 〔固定資産税・都市計画税:地方税法附則第15条第31項〕 (平成28年度) (主)	217 (217)	208 (208)	213	−	(1)-①-ア	農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全農地)を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準額を2分の1に軽減する(軽減期間は貸付期間15年以上で5年間、10年以上で3年間)。 農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）						
	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
	(1) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の整備（直轄） （昭和24年度）	(2)-①-ア		(2) 【復興庁より】 原子力災害被災12市町村の農地集積・集約化対策事業 （令和3年度）	-	
各府省庁行政事業レビューシート参照URL						

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
注2	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注3	農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行うことを目的として都道府県知事の指定を受けた法人。
注4	優良農地	集団的な農地（効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地）や農業用用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注5	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する地域。
注6	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省5－⑧）

政策分野名 【施策名】	農業の成長産業化や国土強靭化に資する農業生産基盤整備	担当部局名	農村振興局 【農村振興局水資源課/農地資源課/防災課】
政策の概要 【施策の概要】	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備、農業水利施設の戦略的な保全管理、農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策等	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の2（5） ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 第3章　7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果（4）観光立国・地域活性化戦略 ・我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日） Ⅲ　戦略6　（1）地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し ・土地改良長期計画（注1）（令和3年3月23日閣議決定） 第4　2　（3）　政策目標4 施策7　防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、 防災工事の集中的かつ計画的な推進 施策8　農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダムの洪水調節機能強化、 水田の活用（田んぼダム）による流域治水の推進 ・国土強靭化基本計画（注2）（平成30年12月14日閣議決定）　第3章　2　（9）農林水産 ・社会資本整備重点計画（注3）（令和3年5月28日閣議決定） ・農業・農村の復興マスタープラン（注4）（平成29年6月13日）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の成長産業化に向けて、農地の大区画化、産地収益力向上のための高収益作物の導入を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農地の大区画化、高収益作物の導入

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 水田の大区画化の整備面積(0.5ha以上)	0万ha	2年度	3.8万ha	7年度	－	0.7万ha	1.4万ha	2.2万ha	3.0万ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)①の「農地の大区画化等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、生産コストの削減に資する0.5ha以上の大区画化ほ場の整備の推進に向け、その事業量の目標を長期計画期間の5年間で3.8万haとすることとしていることから、これを測定指標として設定。
					－	令和5年度末把握予定	令和6年度末把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:翌々年度末 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が2割以上増加している地区の割合	0%	2年度	80%	7年度	－	80%	80%	80%	80%	F＝ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)①の「産地の収益力を向上させるために、関係部局と連携しつつ、高収益作物に転換するための水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合を約80%としていることから、これを測定指標として設定。
					－	46%	52%				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:毎年度末 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	農業水利施設の戦略的な保全管理
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業水利施設機能の安定的発揮に向けて、戦略的な保全管理を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農業水利施設の機能を安定的に発揮

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における補修・更新等の対策着手の割合	0%	2年度	100%	7年度	－	20%	40%	60%	80%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)②の「農業水利施設の機能を安定的に発揮」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、農業水利施設の戦略的な保全管理の推進に向け、更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合を令和7年度までに10割とすることとしていることから、これを測定指標として設定。
					－	20%	令和5年7月下旬把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:毎年度7月末 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業・農村の強靭化に向けて、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	国土強靭化計画を踏まえた農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等の推進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積	0 万ha	2年度	約21 万ha	7年度	－	約4.2 万ha	約8.4 万ha	約12.6 万ha	約16.8 万ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)③の「農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靭化基本計画」、「5か年加速化対策」等を踏まえ、農業水利施設の耐震化、排水機場の改修等による排水対策等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進するため、活動指標を湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積を「約21万ha」としており、これを測定指標の目標値として設定。
					－	約5.8 万ha	約10.0 万ha				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
イ 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	84%	元年度	87%	7年度	－	87%	87%	87%	87%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、持続可能なインフラメンテナンスを推進することから、「予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率」を指標として、令和7年度までに87%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度（令和7年度）の目標値を記載している。
					－	86%	87%				
	把握の方法	出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査） 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：対象の海岸堤防等の延長のうち、予防保全に向けた海岸堤防等の修繕が完了している延長を集計し把握									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

<table>
<tr><th rowspan="2">測定指標</th><th rowspan="2">基準値</th><th rowspan="2">基準年度</th><th rowspan="2">目標値</th><th rowspan="2">目標年度</th><th colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</th><th rowspan="2">指標ー計算分類</th><th rowspan="2">測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</th></tr>
<tr><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ウ　南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率</td><td rowspan="2">56
%</td><td rowspan="2">元年度</td><td rowspan="2">59
%</td><td rowspan="2">7年度</td><td>－</td><td>59%</td><td>59%</td><td>59%</td><td>59%</td><td rowspan="2">S↑－直</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】
社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。

【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】
社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、切迫する地震・津波等による被害軽減のため、公共土木施設等の耐震化を推進することから「海岸堤防の耐震化率」を指標として、令和7年度までに59%と設定。
なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度（令和7年度）の目標値を記載している。</td></tr>
<tr><td>－</td><td>59%</td><td>65%</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>把握の方法</td><td colspan="10">出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査）
作成時期：調査年度の翌年度6月頃
算出方法：対象の海岸堤防等の延長のうち、L1地震動に対する耐震性の確保が完了している延長を集計し把握</td></tr>
<tr><td>達成度合いの判定方法</td><td colspan="10">達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100
A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</td></tr>
<tr><td rowspan="3">エ　海岸堤防等の整備率</td><td rowspan="2">53
%</td><td rowspan="2">元年度</td><td rowspan="2">64
%</td><td rowspan="2">7年度</td><td>－</td><td>64%</td><td>64%</td><td>64%</td><td>64%</td><td rowspan="2">S↑－直</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】
社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。

【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】
社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策を推進することから「海岸堤防の計画高までの整備率」を指標として、令和7年度までに64%と設定。
なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度（令和7年度）の目標値を記載している。</td></tr>
<tr><td>－</td><td>55%</td><td>58%</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>把握の方法</td><td colspan="10">出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査）
作成時期：調査年度の翌年度6月頃
算出方法：対象の海岸堤防等の延長のうち、計画高までの整備が完了している延長を集計し把握</td></tr>
<tr><td>達成度合いの判定方法</td><td colspan="10">達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100
A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">測定指標</th><th rowspan="2">基準値</th><th rowspan="2">基準年度</th><th rowspan="2">目標値</th><th rowspan="2">目標年度</th><th colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</th><th rowspan="2">指標ー計算分類</th><th rowspan="2">測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</th></tr>
<tr><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">オ　南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率</td><td rowspan="2">77
%</td><td rowspan="2">元年度</td><td rowspan="2">85
%</td><td rowspan="2">7年度</td><td>－</td><td>85%</td><td>85%</td><td>85%</td><td>85%</td><td rowspan="2">S↑ー直</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】
社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。

【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】
社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、統廃合や、常時閉鎖、自動化遠隔操作化等、津波到達前に安全な閉鎖体制を確保する必要があることから「水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として、令和7年度までに85%と設定。
なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度（令和7年度）の目標値を記載している。</td></tr>
<tr><td>－</td><td>80%</td><td>84%</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>把握の方法</td><td colspan="9">出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査）
作成時期：調査年度の翌年度6月頃
算出方法：対象施設のうち、自動化・遠隔操作化等といった安全な閉鎖体制確保のための対策を実施した施設数を集計し把握</td></tr>
<tr><td></td><td>達成度合いの判定方法</td><td colspan="9">達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100
A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</td></tr>
</table>

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	有明海再生関係事業 （平成21年度） （主）	(1)-①-ア		(10)	農山漁村地域整備交付金 （平成22年度） （主）	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	
(2)	特殊自然災害対策施設緊急整備事業 （平成24年度） （主）	(3)-①-ア		(11)	農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	
(3)	農業水路等長寿命化・防災減災事業 （平成30年度） （主）	(2)-①-ア (3)-①-ア		(12)	TPP等関連農業農村整備事業 （平成27年度） （主）	－	
(4)	農地の防災保全（補助） （昭和24年度） （主）	(3)-①-ア		(13)	農業用用排水施設の整備・保全（特会） （昭和24年度） （主）	(2)-①-ア	
(5)	農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度） （主）	(1)-①-ア (2)-①-ア		(14)	農地の防災保全（特会） （平成元年度） （主）	(3)-①-ア	
(6)	農地の整備（直轄） （昭和24年度） （主）	(1)-①-ア		(15)	農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連：5-①、③、⑦、⑩、⑬、⑭、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔）	(1)-①-ア (3)-①-ア	
(7)	海岸事業（農地） （昭和33年度） （主）	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ (3)-①-オ		(16)	中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度） （関連：5-⑬）	(1)-①-ア (2)-①-ア	
(8)	農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度） （主）	(2)-①-ア		(17)	多面的機能支払交付金 （平成26年度） （関連：5-⑦、⑭）	(2)-①-ア	
(9)	農地の防災保全（直轄） （平成元年度） （主）	(3)-①-ア		(18)	畑作等促進整備事業 （令和5年度） （主）	(1)-①-イ	

行政事業レビューシート参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	土地改良法 （昭和24年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)－①との関連】 本法に基づき、農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与し、良好な営農条件を備えた農地の確保に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 本法に基づき　農業用用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。 【(3)－①との関連】 本法に基づき、農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。
(2)	海岸法 （昭和31年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ (3)-①-オ	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する。 本法に基づく海岸事業により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の減少に寄与するものである。
(3)	地すべり等防止法 （昭和33年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。
(4)	活動火山対策特別措置法 （昭和48年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	火山の爆発による被害を防除し、住民の生活及び農林漁業等の経営の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与するものである。
(5)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 （平成19年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設を対象に機能診断が図られることに寄与するものである。 【(3)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。
(6)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 （平成27年） （関連：5-⑦、⑫、⑭）	－	－	－	－	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与するものであり、加えて、施設の保全管理の充実、強化に寄与するものである。
(7)	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 （平成31年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、ため池の保全に資する。 本法に基づきため池の防災工事を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。
(8)	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 （令和2年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進に資する。 本法に基づき防災重点農業用ため池の防災工事等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。

移替え予算に係る政策手段（参考）

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24 年度）	(2)-①-ア		(15)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(3)-①-ア	
(2)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度）	(2)-①-ア		(16)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(3)-①-ア	
(3)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度）	(2)-①-ア		(17)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	
(4)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア		(18)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	
(5)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア		(19)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	
(6)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア		(20)	【復興庁より】 農山漁村地域整備交付金 （平成24年度）	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	
(7)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア		(21)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度）	(2)-①-ア	
(8)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の整備（直轄） （昭和24年度）	(1)-①-ア		(22)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度）	(2)-①-ア	
(9)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち海岸事業（農地） （昭和33年度）	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ (3)-①-オ		(23)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度）	(2)-①-ア	
(10)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち海岸事業（農地） （昭和33年度）	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ (3)-①-オ		(24)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度）	(2)-①-ア	
(11)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全（直轄） （昭和63年度）	(3)-①-ア		(25)	【国土交通省より】 水資源開発事業のうち農業生産基盤整備事業費補助 （平成15年度）	(2)-①-ア	
(12)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全（直轄） （昭和63年度）	(3)-①-ア		(26)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア	

	(13) 【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(3)-①-ア		(27) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア	
	(14) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(3)-①-ア		(28) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア	
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL						

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を1期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を1期として策定。
注3	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を1期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注4	農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
注5	ライフサイクルコスト	施設の建設に要する経費に供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省5－⑨）

政策分野名 【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	担当部局名	農産局（畜産局） 【農産局総務課／穀物課／園芸作物課／果樹・茶グループ／企画課／技術普及課／農業環境対策課、畜産局総務課／企画課／畜産振興課／飼料課／牛乳乳製品課／食肉鶏卵課】
政策の概要 【施策の概要】	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化、新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化、米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物への転換、農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）（第3の2（6））	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	畜産の競争力強化に向けて生産基盤の強化、生産基盤強化を支える環境整備を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	牛肉・牛乳乳製品など畜産物の国内需要の増加への対応、国産畜産物の生産・流通の円滑化、国産飼料の生産・利用を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標－計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア　生乳の生産量	728万トン	30年度	780万トン	12年度	737万トン	741万トン	745万トン	750万トン	754万トン	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の生乳生産量780万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					743万トン	765万トン	753万トン				
	把握の方法		出典:「牛乳乳製品統計」(生乳生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃(速報値) 算出方法:上記統計の生乳生産量(全国)から記載								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ　牛肉の生産量	33万トン	30年度	40万トン	12年度	34万トン	35万トン	35万トン	36万トン	37万トン	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の牛肉40万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					34万トン	34万トン	35万トン				
	把握の方法		出典:「食肉流通統計」(部分肉生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:上記統計の生産量から記載(部分肉ベース)								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

<table>
<tr><th rowspan="2">測定指標</th><th rowspan="2">基準値</th><th rowspan="2">基準年度</th><th rowspan="2">目標値</th><th rowspan="2">目標年度</th><th colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</th><th rowspan="2">指標ー計算分類</th><th rowspan="2">測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</th></tr>
<tr><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ウ　豚肉の生産量</td><td rowspan="2">90万トン</td><td rowspan="2">30年度</td><td rowspan="2">92万トン</td><td rowspan="2">12年度</td><td>90万トン</td><td>91万トン</td><td>91万トン</td><td>91万トン</td><td>91万トン</td><td rowspan="2">F↑ー差</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】
基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】
基本計画に掲げる生産努力目標の豚肉92万トンを設定。
目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。
このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。</td></tr>
<tr><td>92万トン</td><td>92万トン</td><td>90万トン</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>把握の方法</td><td colspan="10">出典：「食肉流通統計」（部分肉生産量）（農林水産省統計部）
作成時期：調査年度の翌年度8月頃
算出方法：上記統計の生産量から記載（部分肉ベース）</td></tr>
<tr><td>達成度合いの判定方法</td><td colspan="10">達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100
A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満
※達成度合は、当該年度実績値及び基準値について、小数点第1位の値（小数点第2位を四捨五入）を用いて算出</td></tr>
<tr><td rowspan="3">エ　鶏肉の生産量</td><td rowspan="2">160万トン</td><td rowspan="2">30年度</td><td rowspan="2">170万トン</td><td rowspan="2">12年度</td><td>162万トン</td><td>163万トン</td><td>164万トン</td><td>165万トン</td><td>166万トン</td><td rowspan="2">F↑ー差</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】
基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。

【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】
基本計画に掲げる生産努力目標の鶏肉170万トンを設定。
目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。
このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。</td></tr>
<tr><td>165万トン</td><td>169万トン</td><td>168万トン</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>把握の方法</td><td colspan="10">出典：「食肉の需給動向」（鶏肉需給の推移）（独立行政法人農畜産業振興機構）
作成時期：調査年度の翌年度7月頃
算出方法：上記調査の鶏肉需給の推移から記載</td></tr>
<tr><td>達成度合いの判定方法</td><td colspan="10">達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100
A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</td></tr>
</table>

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
オ　鶏卵価格の安定化	±27.5%	16-21年度の変動幅を基に算出	±25%以内	毎年度	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	Oー他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 過去の1エッグサイクル（6年）における変動幅の実績（平成16－21年度までの各年度の鶏卵の卸売価格の変動幅の平均：±27.5%）を踏まえ、年度ごとの目標値を±25%以内に設定。
					±13.7%	±15.1%	±19.2%				
	把握の方法		出典：JA全農調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：「たまご東京M相場」（卸売価格）								
	達成度合いの判定方法		A（おおむね有効）：±25%以内、B（有効性の向上が必要である）：±25%超±27.5%以下、C（有効性に問題がある）：±27.5%超								

目標② 【達成すべき目標】	国産飼料の生産・利用を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　飼料作物の生産量	350万TDNトン	30年度	519万TDNトン	12年度	378万TDNトン	392万TDNトン	406万TDNトン	420万TDNトン	435万TDNトン	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「国産飼料の生産・利用を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の飼料作物519万TDNトンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					332万TDNトン	332万TDNトン	令和5年9月下旬把握予定				
	把握の方法		出典：作物統計、農林水産省畜産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：作物統計の作付面積と単収等より算出。								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(2)	新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化に向けて、野菜、果樹、花き、茶及び薬用作物等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	加工・業務用野菜の生産体制の強化、豊作時の価格低落や不作時の価格高騰の防止・緩和

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 指定野菜(ばれいしょを除く)における加工・業務用野菜の出荷量	98万トン	29年度	145万トン	12年度	103万トン	107万トン	112万トン	117万トン	122万トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「加工・業務用野菜の国産シェアの奪還」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 現在、増加している国産野菜の加工・業務用需要について、今後も増加すると見込み、過去10年の増加率の2倍のペースと見通して5割増として目標値を設定。 ※施策(3)の水田の高収益作物等への転換の指標としても使用
					106万トン	102万トン	100万トン				
	把握の方法		出典:「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度12月末頃 算出方法:上記統計の品目毎の用途別出荷量から加工向、業務用向を集計し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を把握し記入。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値ー基準値)/(当該年度目標値ー基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 野菜の取引価格の安定化	56%	28年	68%	7年	63%	64%	65%	66%	67%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「豊作時の価格低落や不作時の価格高騰を防止・緩和」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 野菜の取引価格の安定化(±20%以内の変動幅)に収まる期間の年間割合を過去の割合から算出。
					60%	54%	67%				
	把握の方法		出典:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」 作成時期:調査年の翌年1月頃 算出方法:指定野菜14品目の旬別市場価格が概ね平年並みである平年比±20%以内の変動幅に収まる期間の割合								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年の実績値/当該年の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	省力樹形や優良品目・品種の導入推進等を通じた、産地の生産基盤の強化による果実の生産量の拡大

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　果実の生産量	283万トン	30年度	308万トン	12年度	287万トン	289万トン	291万トン	293万トン	295万トン	F↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「高品質な国産果実への国内需要や輸出拡大に対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる果実の生産努力目標308万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					267万トン	260万トン	令和5年8～9月把握予定				
	把握の方法		出典：「食料需給表」（農林水産省） 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：食料需給表の国内生産量の果実の項目から記載								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	国内需要への安定供給及び国内シェアの回復

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　花きの産出額	3,687億円	29年	4,500億円	12年	3,567億円	3,745億円	3,829億円	3,913億円	3,997億円	F↑－他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「国内需要への安定供給及び国産シェアの回復」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、令和12年に4,500億円と設定。 目標年度及び目標値は花きの振興に関する法律に基づく基本方針に定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、2年度は直近年度（平成30年度）の水準、3年度は2年度の補正事業の効果等により5%増を見込むとともに、4年度以降は目標値を直線で結んだ目安値を便宜的に記載。
					3,563億円	3,484億円	3,296億円				
	把握の方法		出典：「生産農業所得統計」（農林水産省統計部）及び「花木等生産状況調査」（花きの産出額）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年の翌々年8月頃 算出方法：生産農業所得統計のうち年次別農業総産出額の切り花類、鉢物類、花き苗類、球根類の産出額と花木等生産状況調査の花木類、芝、地被植物類の出荷額を合算し算出 ※　年ごとの実績値と目標値は、前々年の値。								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝[当該年実績値－{基準値－（年平均減少額×基準値以降の経過年数）}]／[当該年目標値－{基準値－（年平均減少額×基準値以降の経過年数）}]×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】	茶の更なる輸出拡大、薬用作物の産地の育成

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　茶の輸出額	153億円	30年	312億円	7年	170億円	195億円	220億円	250億円	280億円	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の、「茶の更なる輸出拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 令和2年4月3日に開かれた農林水産物・食品輸出本部会合において、新たな輸出額の目標について、2030 年に750億円の達成を目指すこととし、中間目標として、2025年に312億円の達成を目指していくとされたことから、これを目標値として設定。 年ごとの目標値については、最近の輸出動向等を踏まえ、毎年25～30億円程度増加すると設定。
					162億円	204億円	219億円				
	把握の方法		出典：「貿易統計」（緑茶）（HSコード：090210100、090210900、090220100及び090220900）（財務省） 作成時期：調査年の翌年2月頃 算出方法：上記統計のHSコードの輸出額（年内累計金額）を合算し算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年実績値－基準値）／（当該年目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								
イ　薬用作物の栽培面積	550ha	30年	630ha	7年	573ha	584ha	596ha	607ha	618ha	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「薬用作物について、産地の育成」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえ基準値を平成30年の550haから令和7年の630haに増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢値を設定。
					523ha	494ha	508ha				
	把握の方法		出典：「地域特産作物（工芸作物、薬用作物及び和紙原料等）に関する資料」（公益財団法人日本特産農産物協会） 作成時期：調査年の翌々年3月頃 算定方法：上記資料から薬用作物の品目を集計し算出 ※　年度ごとの実績値と目標値は、前年の値。								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年実績値－基準値）／（当該年目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(3)	米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換に向けて、消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給、麦・大豆の需要に応じた生産、野菜等(高収益作物)への転換、米粉用米・飼料用米の需要に応じた生産、米・麦・大豆等の流通の合理化を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	米の1人当たり消費量の減少傾向への歯止め、事前契約

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　1人あたり米の消費量	53.6kg/人/年	30年度	50.0kg/人/年	12年度	52.5kg/人/年	52.0kg/人/年	51.7kg/人/年	51.3kg/人/年	51.0kg/人/年	F↓ー他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる食料消費の見通し米の1人当たり消費量50kgを設定した。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が減少するとした目安値を便宜的に記載している。
					50.8kg/人/年	51.5kg/人/年	令和5年8月中旬把握予定				
	把握の方法		出典:食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握 作成時期:調査年度の翌年度8月頃(調査年度とは調査の対象となる年度を示す) 算出方法:食料需給表の米の1人あたり供給純食料、年間1人あたり数量から記載								
	達成度合いの判定方法		※達成度合(%)=(当該年度実績値ー当該年度の前年度実績値)/当該年度の前年度実績値×100 A(おおむね有効):前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B(有効性の向上が必要である):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで C(有効性に問題がある):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
イ　米の播種前契約の比率	28%	2年度 (3年産)	50%	7年度 (8年産)	－ －	－ －	－ －	35%	43%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させる」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和2年度（令和3年産）の実績値28%を基準値とし、令和7年度（令和8年産）までに、令和3年産における収穫前契約の実績値と同程度である50%に拡大することとして設定。 なお、年度ごとの目標値の欄は、令和5年度（令和6年産）から毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法	出典：米穀の取引に関する報告徴収（農産局農産政策部企画課）により把握 作成時期：調査年度の翌年度の7月頃 算出方法：年間取扱数量500トン以上の集出荷業者における、仕入計画数量に対する播種前契約数量から算出									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

前年度までの測定指標 （指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合）	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
米の事前契約比率 （令和4年度中に設定）	P	P	P	P	P 	P 	P 	P 	P 	P	【測定指標の選定理由】 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ※　令和4年度までの検討結果を踏まえ、令和4年度中に新たな指標を設定。
	把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－									
	達成度合いの判定方法	－									

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ウ 米の実需と結びついた播種前契約の比率	5%	2年度 (3年産)	10%	7年度 (8年産)	－	－	－	7%	8%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需と結びついた生産・販売を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 令和2年度（令和3年産）の実績値5%を基準値とし、播種前契約と同程度の比率（28%→50%）で拡大するとし、令和7年度（令和8年産）の目標値を10%とすることとして設定。 なお、年度ごとの目標値の欄は、令和5年度（令和6年産）から毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
					－	－	－				
	把握の方法	出典：米穀の取引に関する報告徴収（農産局農産政策部企画課）により把握 作成時期：調査年度の翌年度の7月頃 算出方法：年間取扱数量500トン以上の集出荷業者における、仕入計画数量に対する実際と結びついた播種前契約数量から算出									
	達成度合いの判定方法	達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

前年度までの測定指標 （指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合）	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
米の事前契約比率 （令和4年度中に設定）	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ※　令和4年度までの検討結果を踏まえ、令和4年度中に新たな指標を設定。
把握の方法	出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－										
達成度合いの判定方法	－										

目標② 【達成すべき目標】	実需者の求める量に着実に応える										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　小麦の生産量	764,900トン	30年度	1,080,000トン	12年度	810,167 トン	833,795 トン	858,113 トン	883,139 トン	908,896 トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる小麦の生産努力目標108万トンを設定した。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
					949,300 トン	1,097,000 トン	993,500 トン				
	把握の方法		出典：「作物統計」（麦類（子実用）の収穫量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度3月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法：麦類（子実用）の収穫量から記載								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								
イ　大豆の生産量	211,300 トン	30年度	340,000 トン	12年度	228,733 トン	237,982 トン	247,605 トン	257,617 トン	268,034 トン	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 基本計画に掲げる大豆の生産努力目標34万トンを設定した。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
					218,900 トン	246,500 トン	242,800 トン				
	把握の方法		出典：「作物統計」（豆類（乾燥子実）及びそばの収穫量）（農林水産省統計部） 作成時期：調査年度の翌年度4月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法：豆類（乾燥子実）及びそばの収穫量から記載								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	実需者の求める安定的な供給

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　飼料用米・米粉用米の生産量	454,216トン（飼料用米：426,521トン、米粉用米：27,695トン）	30年度	830,000トン（飼料用米：700,000トン、米粉用米：130,000トン）	12年度	509,683トン（飼料用米：472,101トン、米粉用米：37,582トン）	537,188トン（飼料用米：494,891トン、米粉用米：42,297トン）	565,389トン（飼料用米：517,681トン、米粉用米：47,708トン）	594,386トン（飼料用米：540,471トン、米粉用米：53,915トン）	624,298トン（飼料用米：563,261トン、米粉用米：61,037トン）	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める安定的な供給」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 飼料用米・米粉用米については、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づき、同じ新用途米穀として一体的に基本方針を定め、それに基づく生産を推進していることから、基本計画に掲げる生産努力目標70万トン（飼料用米）及び13万トン（米粉用米）の合計値である83万トンを設定した。 当該項目については需要が減少傾向にある主食用米から麦、大豆、野菜、果樹、輸出用米等への生産転換の見通しを踏まえて設定しているものの、政策の実施に当たってはその時々の国内外の需要に臨機応変に対応することとしているため、目標の評価に当たってもこの点を考慮する必要がある。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
					413,893トン（飼料用米：380,502トン、米粉用米：33,391トン）	704,339トン（飼料用米：662,724トン、米粉用米：41,615トン）	849,293トン（飼料用米：803,390トン、米粉用米：45,903トン）				
	把握の方法		出典：「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告（農林水産省農産局企画課調べ） 作成時期：調査年度の翌年度7月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法：「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告の飼料用米及び米粉用米の生産量から記載								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値－基準値）／（当該年度目標値－基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】	効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア　米の年月旬表示切替率	0%	元年度	80%	6年度	－	－	60%	70%	80%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 食生活に関する世論調査（令和2年9月実施）において、米を購入するときに重視する要素として「精米時期」を選択した者の割合（18.3%）を踏まえて、消費者の選択を狭めない範囲で、最大限の物流効率化を進める目標を設定。 なお、年度ごとの目標欄は、毎年度一定割合で増加するとした目安値を便宜的に記載している。
					－	－	93%				
	把握の方法		出典：農林水産省農産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：米卸売事業者おける商品アイテム数及び旬表示切替商品アイテム数から算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年の実績値/当該年の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								
イ　推奨規格フレコンの普及率	57% （速報値）	3年度	80%	6年度	－	－	64%	72%	80%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 農産物検査において、令和3年度（3年産）の推奨規格フレコンでの受検割合（57.2%）を踏まえて、最大限の物流効率化を進める目標を設定。 なお、年度ごとの目標欄は、毎年度一定割合で増加するとした目安値を便宜的に記載している。
							令和6年 1月末頃 把握予定				
	把握の方法		出典：米の農産物検査結果（農林水産省農産局調べ） 作成時期：当該年度の翌々年1月末頃 算出方法：農産物検査における水稲うるち玄米の包装別数量（ばら及びフレコンにおける推奨規格フレコン）から算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年の実績値/当該年の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(4)	農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業生産工程管理の推進、農作業等安全対策の展開
目標① 【達成すべき目標】	令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 国際水準GAPを実施する農業者数	0 経営体	元年度	240,000 経営体	12年度	22,000 経営体	44,000 経営体	66,000 経営体	88,000 経営体	110,000 経営体	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 GAPの推進にあたっては東京2020大会までを第1期、大会終了後から2030年までの第2期として施策を進めているところ。第2期は「2030年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されること」を目標としていることから、「国際水準GAPを実施する農業者数」を目標として設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に「ほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施」と定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、基準値と直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に記載。
					17,388 経営体	24,653 経営体	令和5年 8月中旬 把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農産局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:都道府県による指導等を受け国際水準GAPを実施する農業者数を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値ー基準値)/(当該年度目標値ー基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	農作業事故の防止対策を効果的に推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　農作業事故による死亡者数	304人	30年度	185人	5年度	287人	253人	219人	185人	－	F↓－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「農作業事故の防止対策を効果的に推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 平成29年の死亡者数304人を基準値※とし、死亡事故が多く発生している農業機械作業に係る死亡者数（29年：211人）を令和4年に半減させるとともに、農業機械作業以外の死亡者数も減少させる目標を設定。 なお、「令和2年春の農作業安全確認運動の実施について（令和2年1月30日生産局長通知）」においても、農業機械作業に係る死亡者数の半減について目標を設定。
					281人	270人	242人				
	把握の方法		出展：「人口動態調査」（死亡票の集計）（厚生労働省） 作成時期：調査年の翌年度3月頃 算出方法：農林水産省が人口動態調査の死亡票及び死亡個票（電子データ）から取りまとめ。 ※死亡者数は、翌々年の春頃（通常3月迄）に調査結果が取りまとまることから、前年度の死亡者数を当年度の数値として取り扱っている。								
	達成度合いの 判定方法		達成度合（%）＝（当該年度実績値−基準値）／（当該年度目標値−基準値）×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(5)	良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農産物の生産・流通・加工の合理化に向けて農業者が自らの努力のみでは対応できない良質かつ低廉な農業資材の供給を推進
目標① 【達成すべき目標】	良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標－計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 担い手の米の生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費	6,497円／60kg(個別経営) 6,491円／60kg(組織法人経営)	26年度	5,470円／60kg (個別経営・組織法人経営)	6年度	個別経営:5,881円/60kg 組織法人経営:5,878円/60kg	個別経営:5,778円/60kg 組織法人経営:5,776円/60kg	個別経営:5,675円/60kg 組織法人経営:5,674円/60kg	個別経営:5,573円/60kg 組織法人経営:5,572円/60kg	個別経営:5,470円/60kg 組織法人経営:5,470円/60kg	F↓－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)⑤の「良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基準値は、産業競争力会議実行実現点検会合(27年12月開催)における当該指標の初年度評価の比較対象となった平成26年度の担い手の米の生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費を個別経営及び組織法人経営でそれぞれ設定。 目標値は、担い手のコメの生産コストのKPIのうち、生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の合計(5,470円/60kg)を設定。 目標年度及び目標値は日本再興戦略で定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、一定の割合で減少させた数値を目標として設定。
					個別経営:6,367円/60kg 組織法人経営:6,693円/60kg	個別経営:6,463円/60kg 組織法人経営:6,672円/60kg	個別経営:6,160円/60kg 組織法人経営:6,491円/60kg				

把握の方法	出典:「農業経営統計調査」(農産物生産費統計)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年の翌年度5月頃 算出方法:上記調査のうち、米生産費(60kg当たり)の物財費のうち、農機具費、肥料費、農業薬剤費及び労働費を集計し算出 ※生産資材費と労働費は、翌々年の春頃(通常5月迄)に調査結果が取りまとまることから、前年度の生産資材費と労働費を当年度の実績値として取り扱っている。
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	農産物等輸出拡大施設整備事業 （平成27年度） （主）	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア		(32)	牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金 （平成3年度） （主）	(1)-①-イ	
(2)	新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 （令和2年度） （（関連：5-②）	(3)-②-ア (3)-②-イ		(33)	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費 （平成13年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	
(3)	国際園芸博覧会政府出展委託事業 （令和2年度） （主）	(2)-③-ア		(34)	加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金 （平成13年度） （主）	(1)-①-ア	
(4)	食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉生産流通多角化支援事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ		(35)	独立行政法人農畜産業振興機構運営費 （平成15年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア (2)-①-イ	
(5)	飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料穀物備蓄対策 （昭和51年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ		(36)	鶏卵生産者経営安定対策事業 （平成23年度） （主）	(1)-①-オ	
(6)	経営所得安定対策等推進事業 （平成25年度） （関連：5-⑥）	－		(37)	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 （平成27年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	
(7)	農業支援サービス事業育成対策 （令和3年度） （関連：5-⑥）	(5)-①-ア		(38)	国産乳製品等競争力強化対策事業 （平成29年度） （主）	(1)-①-ア	
(8)	経営所得安定対策 （平成25年度） （関連：5-⑥）	－		(39)	食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大事業 （令和元年度） （主）	(1)-①-イ (1)-①-ウ	
(9)	甘味資源作物生産者等支援安定化対策 （昭和40年度） （主）	－		(40)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜能力等向上強化推進 （令和元年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	
(10)	野菜価格安定対策事業 （昭和41年度） （主）	(2)-①-ア (2)-①-イ		(41)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策 （令和元年度） （主）	(1)-②-ア	

(11)	協同農業普及事業交付金 （昭和58年度） （主）	－		(42)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策 （令和元年度） （主）	(1)-②-ア	
(12)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械化促進業務に要する経費 （平成15年度） （関連：主）	(4)-②-ア		(43)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系高効率化対策 （令和元年度） （主）	(1)-②-ア	
(13)	水田活用の直接支払交付金 （平成25年度） （主）	(3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア		(44)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援 （令和元年度） （主）	(1)-①-イ	
(14)	畑地化促進事業 （令和4年度） （主）	(3)-②-ア (3)-②-イ		(45)	草地難防除雑草駆除技術等実証事業 （令和2年度） （主）	(1)-②-ア	
(15)	畑作物産地形成促進事業 （令和4年度） （主）	(3)-②-ア (3)-②-イ		(46)	公共牧場機能強化等体制整備事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-イ	
(16)	コメ新市場開拓等促進事業 （令和5年度） （主）	(3)-③-ア		(47)	家畜市場密集防止対策支援事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-イ	
(17)	産地生産基盤パワーアップ事業 （平成27年度） （主）	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-②-ア		(48)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち和牛の信頼確保対策 （令和3年度） （主）	(1)-①-イ	
(18)	加工施設再編等緊急対策事業 （平成27年度） （主）	(1)-①-ア (3)-②-ア		(49)	麦買入費（輸入飼料） （昭和28年度） （主）	(1)-②-ア	
(19)	畑作構造転換事業 （平成29年度） （主）	－		(50)	強い農業づくり総合支援交付金 （令和4年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-②-ア	
(20)	農業競争力強化プログラム等の着実な実施に向けた調査事業 （平成30年度） （主）	(5)-①-ア		(51)	横浜国際園芸博覧会事業 （令和4年度） （主）	(2)-③-ア	

(21)	持続的生産強化対策事業 （令和元年度） （主）	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-①-ア (4)-②-ア		(52)	稲作農業の体質強化総合対策事業 （主） （令和4年度）	(3)-①-ア	
(22)	国産小麦・大豆供給力強化総合対策（令和4年度：麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト） （令和2年度） （主）	(3)-②-ア (3)-②-イ		(53)	農業機械の安全性能アセスメント （令和4年度） （主）	(4)-②-ア	
(23)	園芸産地における事業継続強化対策 （令和2年度） （主）	(2)-①-イ		(54)	精米安定供給のための物流実態把握及び改善に関する実証事業 （令和4年度） （主）	(3)-④-ア	
(24)	スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業 （令和3年度） （主）	(5)-①-ア		(55)	「アフターコロナ」を見据えた野菜・果実の消費動向調査事業 （令和4年度） （主）	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア	
(25)	肥料コスト低減体系緊急転換事業 （令和3年度） （主）	(5)-①-ア		(56)	飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料流通合理化対策 （令和4年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-②-ア	
(26)	持続的畑作生産体系確立緊急対策事業 令和3年度） （主）	－		(57)	飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 （令和4年度） （主）	(1)-②-ア	
(27)	甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 （令和3年度） （主）	－		(58)	飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大事業 （令和4年度） （主）	(1)-②-ア	
(28)	葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業 （令和3年度） （主）	(2)-①-ア (2)-①-イ		(59)	家畜取引スマート化推進支援事業 （令和5年度） （主）	(1)-①-イ	
(29)	米需要創造推進事業 （令和3年度） （主）	(3)-①-ア		(60)	肥料価格高騰対策事業 （令和4年度） （主）	(5)-①-ア	
(30)	花き産業成長・花き文化振興対策等委託事業 （令和3年度） （主）	(2)-③-ア		(61)	肥料原料備蓄対策事業 （令和4年度） （主）	(5)-①-ア	
(31)	加工原料乳生産者補給金等 （昭和41年度） （主）	(1)-①-ア		(62)	持続的畑作生産体系確率緊急支援事業 （令和4年度） （主）	-	
行政事業レビューシート 参照URL							

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

政策手段（開始年度）	税制の減収見込額（減収額） 令和2年度［百万円］	令和3年度［百万円］	令和4年度［百万円］	令和5年度［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
(1) 農業改良助長法（昭和23年）（主）	－	－	－	－	－	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。
(2) 家畜商法（昭和24年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施する。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(3) 家畜改良増殖法（昭和25年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施する。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(4) 牧野法（昭和25年）（主）	－	－	－	－	(1)-②-ア	牧野管理規程の作成・遵守により、牧野の適正な管理を図るとともに、牧野の荒廃を防止するための措置等を実施する。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(5) 飼料需給安定法（昭和27年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	政府は毎年飼料需給計画を定め、これに基づき輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを実施する。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(6) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-ア	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施する。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与する。
(7) 家畜取引法（昭和31年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施する。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(8) 養鶏振興法（昭和35年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-エ (1)-①-オ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施する。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(9) 果樹農業振興特別措置法（昭和36年）（主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。
(10) 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年）（主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	・肉用牛又は肉豚の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、（独）農畜産業振興機構が交付金を交付 ・取引条件が不利な加工原料乳向け（脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け）の生乳を対象として、（独）農畜産業振興機構が補給金等を交付 主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは補給金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産及びその関連産業の健全な発展が促進され、目標である牛乳及び乳製品や牛肉等の生産量の確保に寄与する。

(11)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 （昭和40年） （主）	－	－	－	－	－	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施する。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施する。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。
(12)	野菜生産出荷安定法 （昭和41年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (2)-①-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施する。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。
(13)	肉用子牛生産安定等特別措置法 （昭和63年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施する。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(14)	米穀の新用途への利用の促進に関する法律 （平成21年） （主）	－	－	－	－	(3)-③-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品（米粉・飼料用等）の製造事業者（必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。）と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能としている。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。
(15)	お茶の振興に関する法律 （平成23年） （主）	－	－	－	－	(2)-④-ア	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施する。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。
(16)	花きの振興に関する法律 （平成26年） （主）	－	－	－	－	(2)-③-ア	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。
(17)	養豚農業振興法 （平成26年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ウ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、養豚農業の健全な発展を図ることにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。
(18)	農業競争力強化支援法 （平成29年） （関連4-⑥）	－	－	－	－	(5)-①-ア	良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることから、農業者による農業の競争力の許可の取組を支援し、農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。
(19)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 （昭和31年度） （主）	－ (11984)	－ (12,352)	－	－	－	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(20)	公害防止設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 ［固定資産税：地方税法付則第15条第2項第1号］ （昭和35年度）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	汚水処理施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、特例率（1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額を課税標準とする。 事業者の公害防止施設の設置に関して特例措置を講じることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、畜産環境問題への適切な対応を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。

(21)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (昭和42年度) (主)	16,742 (10,065)	10,257 (令和5年8月上旬把握予定)	10,257	－	(1)-①-イ	農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあっては所得税及び住民税を免除し、農地所有適格法人にあっては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。
(22)	肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 (昭和43年度) (主)	9,774 (8,878)	11,694 (令和5年8月上旬把握予定)	11,694	－	(1)-①-イ	農業を営む個人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、所得割を免除する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。
(23)	家畜取引法に基づく家畜市場に係る資産割の特例措置 (昭和50年度) (主)	3 (3)	3 (4)	3	－	(1)-①-イ	家畜市場について、事業所得税の資産割の課税標準を3/4控除する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。
(24)	生鮮食料品の価格安定目的施設に係る資産割の特例措置 (昭和50年度) (主)	6 (5)	6 (5)	5	－	(1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所得税の資産割の課税標準を3/4控除する。 これにより、国産食肉の安定的供給を図り、流通の円滑化に寄与する。
(25)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 (昭和50年度) (主)	－ (0)	－ (0)	360	1,570	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	飼料穀物の国際相場の高騰等による配合飼料価格の短期的かつ急激な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、国と配合飼料メーカーの拠出により造成する異常補塡基金について、配合飼料メーカーが納付する異常補塡積立金を必要経費又は損金の額に算入する。 本措置により、異常補塡基金の財源を円滑に造成し、生産者への補塡を適切に実施することにより畜産経営の安定を図り、「食料・農業・農村基本計画」における生産努力目標の達成に寄与することを目的とする。
(26)	農林漁業用A重油に係る石油石炭税の特例措置 (昭和53年度) (主)	3,590 (3,590)	3604 (3,485)	3,502	－	－	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置を行う。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。
(27)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 (平成10年度) (主)	1061 (－)	1324 (－)	1,324	－	－	農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下)の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(28)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制) (平成25年度) (主)	－ (184の内数)	－ (150の内数)	－ (令和6年2月中旬把握予定)	－	－	青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置を行う。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。 なお、本税制は、適用期限(令和3年3月31日)をもって廃止された。

移替え予算に係る政策手段（参考）						
事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	
(1) －	－	－	(2) －	－	－	
各府省庁行政事業レビューシート参照URL	－					

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	播種前契約	播種前（３月末）までに、書面により当年産の取引数量等が取り決められたもの。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑩）

政策分野名 【施策名】	農業のデジタルトランスフォーメーションの推進	担当部局名	大臣官房広報評価課情報管理室（大臣官房政策課、生産局、経営局、農村振興局、農林水産技術会議事務局） 【大臣官房広報評価課情報管理室、大臣官房政策課、大臣官房政策課技術政策室、生産局技術普及課/農業環境対策課/生産推進室、経営局就農・女性課、農村振興局農地資源課/水資源課/地域整備課、農林水産技術会議事務局研究推進課】
政策の概要 【施策の概要】	スマート農業の加速化など農業現場でのデジタル技術の利活用の推進、農業施策の展開におけるデジタル化の推進	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の2(7)	政策評価 実施予定時期	令和5年度

政策手段一覧

予算に係る政策手段

事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 農林水産省共通申請サービスシステム関係経費のうち農林水産省共通申請サービスに係る経費 （平成30年度） （主）		(6) 農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度） （関連:5-⑦、⑧、⑬）	
(2) 農林水産省共通申請サービスシステム関係経費のうち農林水産省地理情報共通管理システムに係る経費 （令和2年度） （主）		(7) 農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連:5-①、③、⑦、⑧、⑬、⑭、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔）	
(3) 農業人材力強化総合支援事業 （平成24年度） （関連:5－⑥）		(8) 強い農業づくり総合支援交付金 （令和4年度） （関連:5-①、⑨）	
(4) 農地耕作条件改善事業 （平成27年度） （関連:5-⑦）		(9) スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト （平成30年度） （関連:5-⑪）	
(5) 農地の整備（直轄） （昭和24年度） （関連:5-⑦、⑧）		(10) みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうちスマート農業の総合推進対策 （令和4年度） （関連:5-⑪）	
行政事業レビューシート 参照URL			

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段（開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度［百万円］	政策手段の概要等
		令和2年度［百万円］	令和3年度［百万円］	令和4年度［百万円］		
(1)	－	－	－	－	－	－

移替え予算に係る政策手段（参考）

	事業名（開始年度）	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名（開始年度）	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	【デジタル庁より】 農林水産省共通申請サービスシステム関係経費のうち農林水産省共通申請サービスに係る経費 （令和3年度）	－	(2)	【デジタル庁より】 農林水産省共通申請サービスシステム関係経費のうち農林水産省地理情報共通管理システムに係る経費 （令和3年度）	－
	各府省庁行政事業レビューシート参考URL				

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2） 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLに記載のWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	GNSS	Global Navigation Satellite Systemの略で、人工衛星からの信号を受信することにより、世界のどこにいても現在位置を正確に割り出すことができる測位システムのこと。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑪）

政策分野名 【施策名】	イノベーション創出・技術開発の推進	担当部局名	農林水産技術会議事務局 （大臣官房政策課、林野庁、水産庁） 【大臣官房政策課、農林水産技術会議事務局研究調整課/研究企画課/研究推進課/国際研究官室/研究統括官室/研究開発官室、林野庁森林整備部研究指導課、水産庁増殖推進部研究指導課】
政策の概要 【施策の概要】	研究開発の推進、国際農林水産業研究の推進、科学に基づく食品安全、動物衛生、植物防疫等の施策に必要な研究の更なる推進、戦略的な研究開発を推進するための環境整備、開発技術の迅速な普及・定着	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の2(7) 科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）	政策評価 実施予定時期	令和5年度

政策手段一覧

予算に係る政策手段

事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 新たな連携研究スキームによる研究（農林水産政策研究調査委託費） （令和2年度） （主）		(10) 国立研究開発法人森林研究・整備機構研究・育種勘定に要する経費 （平成13年度） （主）	
(2) 沖縄県試験研究機関整備の助成に要する経費 （昭和47年度） （主）		(11) 国立研究開発法人水産研究・教育機構に要する経費 （平成13年度） （主）	
(3) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に要する経費 （平成13年度） （主）		(12) みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進 （令和4年度） （主）	
(4) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに要する経費 （平成13年度） （主）		(13) みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうちスマート農業の総合推進対策 （令和4年度） （主）	
(5) 「知」の集積と活用の場によるイノベーション創出推進事業 （平成26年度） （主）		(14) みどりの食料システム基盤農業技術のアジアモンスーン地域応用促進事業 （令和4年度） （主）	
(6) 国益に直結した国際連携の推進に要する経費（戦略的国際共同研究推進事業） （平成26年度） （主）		(15) 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト （令和4年度補正） （主）	
(7) スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト （平成30年度） （主）		(16) ペレット堆肥流通・下水汚泥資源等の肥料利用促進技術の開発・実証 （令和4年度） （主）	

(8)	ムーンショット型農林水産研究開発事業 （令和元年度） （主）		(17) アグリ・スタートアップ創出強化対策 （令和4年度） （主）
(9)	安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業 （令和2年度） （主）		

行政事業レビューシート 参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額） 令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］	令和5年度 ［百万円］	政策手段の概要等
(1)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 （平成13年）	－	－	－	－	食料・農業・農村基本計画等を踏まえて、農林水産大臣が指示した中長期目標の達成のため、農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等を推進する。
(2)	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法 （平成13年）	－	－	－	－	食料・農業・農村基本計画等を踏まえて、農林水産大臣が指示した中長期目標の達成のため、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を推進する。
(3)	国立研究開発法人森林研究・整備機構法 （平成13年）	－	－	－	－	森林・林業基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う森林・林業・木材産業に関する総合的な試験及び研究等により、農林水産分野における研究・技術開発に寄与する。
(4)	国立研究開発法人水産研究・教育機構法 （平成13年）	－	－	－	－	水産基本計画等を踏まえ、農林水産大臣の指示した中長期目標の達成のために行う水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等並びに水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農林水産分野における研究・技術開発等に寄与する。
(5)	技術研究組合が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳 （昭和36年度）	0 (0)	0 (0)	0 (9月中旬把握予定)	9月中旬把握予定	技術研究組合法に基づき、技術研究組合が賦課金をもって取得又は製作した試験研究用資産を1円まで圧縮記帳。 技術研究組合制度による共同体制での研究開発を促進することにより、農林水産研究の重点目標の達成に寄与する。
(6)	試験研究を行った場合の特別税額控除制度 （昭和42年度）	3,601 (3,867)	3,871 (4,478)	4,176 (9月中旬把握予定)	9月中旬把握予定	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除する。 Ⅰ　試験研究費の総額の2～14％（中小企業者等については12～17%）の額を税額控除 Ⅱ　国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等（特別試験研究費）の20%、25％又は30％を税額控除 Ⅲ　平均売上金額に占める試験研究費の割合が10％超の場合には、控除率を上乗せ 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進することにより、農林水産研究の重点目標の達成に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 【復興庁より】 海洋生態系の放射性物質挙動調査事業 （平成24年度）		(2) 【復興庁より】 農林水産分野の先端技術展開事業 （令和3年度）	
(3) 【復興庁より】 福島国際研究教育機構における農林水産研究の推進 （令和5年度）			

各府省庁行政事業レビューシート 参照URL	

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLに記載のWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省5－⑫）

政策分野名 【施策名】	環境政策の推進	担当部局名	大臣官房環境バイオマス政策課（農産局、畜産局、消費・安全局） 【大臣官房環境バイオマス政策課、農産局農業環境対策課、畜産局畜産振興課、消費・安全局農産安全管理課】
政策の概要 【施策の概要】	気候変動に対する緩和・適応策の推進、生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進、土づくりの推進、農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応、農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の2（8） ・地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定） ・気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定） ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定） ・革新的環境イノベーション戦略（令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定） ・生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月28日閣議決定）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	気候変動に対する緩和・適応策の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	温室効果ガスの排出削減目標の確実な達成に向けて、農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策や農地による吸収源対策等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農地による吸収源対策等の推進、農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 単位面積(1ha)当たりの堆肥の施用量	0.60 トン	30年度	1.05 トン	12年度	0.64 トン	0.67 トン	0.71 トン	0.75 トン	0.79 トン	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農地による吸収源対策等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 堆肥の施用量について、近年減少傾向にあるため、基本計画の目標年度となる令和12年度に、20年前の施用量に戻すことを目標として設定。
					0.56 トン	0.62 トン	0.66 トン				
	把握の方法		出典:「農業経営統計(米生産費)」(農林水産省) 作成時期:調査翌年度10月頃 算出方法:上記統計の原単位量(10a当たり)のうち、肥料費の「たい肥・きゅう肥」及び自給肥料の「たい肥」、「きゅう肥」を合計 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の12月頃に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 農林水産分野の温室効果ガスの排出量	4,946 万t-CO2	25年度	4,650 万t-CO2	12年度	4,833 万t-CO2	4,814 万t-CO2	4,796 万t-CO2	4,776 万t-CO2	4,757 万t-CO2	F↓ー差	【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 基準年(2013年度)の農林水産分野の温室効果ガス総排出量から、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)における農林水産分野の排出削減量の目標値の合計を差し引いた値を目標値として設定。 ※ 基準値、目標値及び実績値は、毎年の日本国温室効果ガスインベントリ報告書の更新により変化する場合がある。
					4,931 万t-CO2	4,949 万t-CO2	令和6年 4月 把握予定				
	把握の方法		出典:「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(国立環境研究所地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス) 作成時期:対象年度の翌々年度4月頃(日本国温室効果ガスインベントリ報告書により対象年度の排出量が公表された時点) 算出方法:農林水産分野の温室効果ガス総排出量を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度実績値-基準値)／(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様性の保全や有機農業の更なる推進に向けて、生物多様性保全に効果の高い取組を推進するとともに、有機農業の取組面積の拡大等を図る。
目標① 【達成すべき目標】	有機農業等、生物多様性保全に効果の高い取組の推進、有機農業の取組面積拡大

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　有機農業の取組面積	23.5 千ha	29年度	63 千ha	12年度	29 千ha	31 千ha	33 千ha	35 千ha	38 千ha	S↑ー直	【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)②の「有機農業等、生物多様性保全に効果の高い取組の推進」及び基本計画第3の2(8)③の「有機農業の取組面積」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 「新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について」において、令和12年までに有機農業の取組面積を6万3千haにする目標を定めていることから、これを目標値として設定した。
					25.2 千ha	令和5年 8月末 把握予定	令和6年 8月末 把握予定				
	把握の方法		出典:「国内における有機JASほ場面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ) 「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)農林水産省生産局農業環境対策課調べ 作成時期:調査翌々年度7月頃 算出方法:上記調査から有機JAS認証を取得している農地と、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地の面積を合算し算出 ※　年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	土づくりの推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	土づくりを推進するため、農地への堆肥等の活用を促進
目標① 【達成すべき目標】	堆肥等の活用の促進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 単位面積(1ha)当たりの堆肥の施用量 【再掲】	0.60トン	30年度	1.05トン	12年度	0.64トン	0.67トン	0.71トン	0.75トン	0.79トン	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)④の「堆肥等の活用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 堆肥の施用量について、近年減少傾向にあるため、基本計画の目標年度となる令和12年度に、20年前の施用量に戻すことを目標として設定。
					0.56トン	0.62トン	0.66トン				
	把握の方法		出典:「農業経営統計(米生産費) 」(農林水産省) 作成時期:調査翌年度10月頃 算出方法:上記統計の原単位量(10a当たり)のうち、肥料費の「たい肥・きゅう肥」及び自給肥料の「たい肥」、「きゅう肥」を合計 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の12月頃に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)	農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業分野のプラスチックごみ問題の対応に向けて、廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進、排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大を推進する
目標① 【達成すべき目標】	廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進、排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 施設園芸におけるプラスチック排出量に対する再生処理量	72.5 %	28年度	80 %	8年度	74 % 74.5 %	75 % 74.5 %	76 % 72.6 %	77 %	78 %	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 プラスチック資源循環戦略(消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)では、2035年までにプラスチックのリサイクル率(熱回収を含む)100%とされている。 そのため、2019年の最新のリサイクル値(H28)が70%台であったことから、2025年80%、2030年90%、2035年100%を経過目標とし、隔年の調査周期も踏まえて設定。 なお、調査を実施しない年度に目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安値として基準値と目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載している。
	把握の方法	出典:「園芸用施設の設置等の状況」(農林水産省生産局園芸作物課調べ) 作成時期:調査翌々年度3月末頃 算出方法:上記調査の農業用廃プラスチック処理量のうち再生処理されたものの割合 ※調査が隔年に実施されることから、年度ごとの実績値と目標値は、奇数年度は前年度、偶数年度は前々年度の値を記入									
	達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上、90%未満、Cランク:50%未満									
イ 生分解性マルチの年間利用量	3,400 トン	30年度	4,600 トン	5年度	3,400 トン 3,606 トン	3,600 トン 3,822 トン	3,900 トン 3,944 トン	4,200 トン	4,600 トン	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 生分解性マルチについて事業終了予定である2023年度(令和5年)までの目標値を、これまでの利用実績及び今後の利用見込みを考慮し設定。
	把握の方法	出典:生分解性マルチの利用状況(出荷量調査)(農業用生分解性資材普及会調べ) 作成時期:調査翌年度12月末頃 算出方法:農業用生分解性資材普及会が行う生分解マルチの利用状況(出荷量調査)を集計 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の12月末に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入									
	達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上、90%未満、Cランク:50%未満									

施策(5)	農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	SDGsの達成に向けて、有機農業をはじめとする生物多様性と自然の物質循環が健全に維持され、自然資本を管理・増大させる取組について消費者等に分かりやすく伝え、持続可能な消費行動を促す取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	持続可能な消費行動を促す取組の推進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 環境に配慮した食品・商品を選択している消費者の割合	32.2%	2年度	50%	7年度	30% 32.2%	34% 28.0%	38% 27.5%	42%	46%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑥の「持続可能な消費行動を促す取組の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)設定の根拠】 現状の数値と、今後のフードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備の支援の取組の進捗を考慮して設定。
	把握の方法		出典:消費者意識基本調査(消費者庁) 作成時期:調査翌年度6～7月頃 算出方法:環境に配慮した食品・商品を「かなり選択している」者と「ある程度選択している」者の割合を合計 ※令和3年度まで参照していた「消費者意識基本調査」(消費者庁)内の設問が廃止されたため、令和4年度以降の実績値は、令和4年度より新たに実施されている「消費生活意識調査」(同庁)における類似の設問の調査結果を参照(エシカルにつながる行動を「よく実践している」者と「時々実践している」者の割合を合計)。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策事業委託費 （平成24年度） （主）	－		(3)	みどりの食料システム戦略緊急対策事業 （令和3年度） （主）	(1)-①-ア	
(2)	農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 （平成27年度） （主）	－		(4)	みどりの食料システム戦略推進総合対策 （令和4年度） （主）	(1)-①-ア (2)-①-ア	
行政事業レビューシート参照URL							

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	地力増進法 （昭和59年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の標準的な施用量を示すことにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図る。
(2)	地球温暖化対策の推進に関する法律 （平成10年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ	地球温暖化対策計画の策定、温室効果ガスの排出削減等を促進するための措置を講じること等により、地球温暖化対策の推進を図る。
(3)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 （平成11年） （関連：5-⑨）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(4)	有機農業の推進に関する法律 （平成18年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア (3)-①-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。
(5)	生物多様性基本法 （平成20年） （主）	－	－	－	－	(2)-①-ア	生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定等を規定している。生物多様性の保全及び利用に関する政策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与する。
(6)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 （平成20年） （関連：5-⑬）	－	－	－	－	(1)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(7)	気候変動適応法 （平成30年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-イ	政府による気候変動適応計画の策定、気候変動影響評価の実施等の措置を講ずることにより、気候変動への適応を推進する。
(8)	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 （令和4年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア	環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を創設し、税制や金融上の支援措置を講ずることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図る。

(9)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第19項] (平成20年度) (関連:5-⑬)	18 (21)	22 (22)	21 (21)	28	(1)-①-イ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間、()内の率を掛けた額に軽減する。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(2/3)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(10)	食料・農林水産業のグリーン化に向けた税制上の所要の措置[所得税・法人税:租税特別措置法第11条の4、第44条の4] (令和4年度) (主)	－	－	－	63	(2)-①-ア (3)-①-ア	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく計画の認定を受けた生産者や、資材メーカー等の事業者が、一定の設備等を新たに取得等した場合に、所得税・法人税の特例として、特別償却(機械等32%、建物等16%)を適用する。 この支援措置により、環境保全型農業に取り組む生産者や、これに必要な有機質肥料などの生産資材を広域的に供給する事業者の設備投資を支援し、有機農業の取組面積拡大や土づくりの推進に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)

	事業名 (開始年度)	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 (開始年度)	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	－	－	－	(2)	－	－	－

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	－

(注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑬）

政策分野名 【施策名】	地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	担当部局名	農村振興局（大臣官房環境バイオマス政策課） 【大臣官房環境バイオマス政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課/都市農村交流課/鳥獣対策・農村環境課/地域整備課】
政策の概要 【施策の概要】	中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進、地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保、地域経済循環の拡大、多様な機能を有する都市農業の推進	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の3（1） ・農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂） Ⅲ．10．人口減少社会における農山漁村の活性化 ① 農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保 ② 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 ③ 農村を支える新たな動きや活力の創出 ④ 農地の長期的な利用 ・観光立国推進基本計画（令和5年3月31日） 第3の2.(3)⑥ア 滞在型農山漁村の確立・形成 ・成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 13.(1)観光立国の実現 13.(2)ⅱ)①生産基盤の確保・強化（人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等） 13.(2)ⅴ)農山漁村における農林水産省以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等 ・経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章2.(5)インバウンド戦略の展開 第3章1.(4)食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 ・まち・ひと・しごと創生基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定） 第3章2.(2)①(a)関係人口創出・拡大のための環境整備 4.(1)①(ⅱ)魅力的な集落生活圏の形成（「小さな拠点」の形成等） 第3章4.(1)②(ⅰ) 地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり ・障害者基本計画（第5次）（令和5年3月14日閣議決定） Ⅲ.9.(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進に向けて、農業生産を支える水路、ほ場等の総合的な基盤整備と、生産・販売施設等との一体的な整備等の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取組む地区のうち、新たに事業目標を達成した地区数	0 地区	元年度	350 地区	7年度	60 地区	100 地区	140 地区	280 地区	320 地区	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)①の「中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保」に向けて各種整備等を行う旨の基本計画の内容に対応するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組む地区のうち、地域の中で自らの創意工夫により事業目標を達成した地区の割合が「8割」となるように目標値(地区数)を設定。
					84 地区	123 地区	190 地区				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:事業目標を達成した地区数を集計(累計)								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保に向けて、農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化、農泊、ジビエ利活用の拡大、農福連携、農村への農業関連産業の導入等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数	0 事業体	3年度	100 事業体	7年度	－	－	48 事業体	66 事業体	83 事業体	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②アの「農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇用機会の確保」に該当するアウトカム指標として設定。 農山漁村発イノベーションを推進するため、令和4年度から農山漁村振興交付金の中に「農山漁村発イノベーション対策」を新設し、優良事業体を100創出することを事業目標として掲げていることから、本施策の測定指標を当該事業目標に見直すもの。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 従来の農林漁業の6次産業化を発展させ、多様な地域資源を活用した農山漁村発イノベーションに取り組む優良事業体数を令和7年度に100事業体とすることとして設定。 なお、優良事業体とは、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定時から認定3年後又は農山漁村発イノベーション推進支援事業、農山漁村発イノベーション等整備事業若しくは農山漁村発イノベ-ション-サポート事業による事業完了から2年後にかけて、①売上高(支援に係るイノベーション事業かつ経営全体)、②営業利益(経営全体)の全ての指標が増加した者を指す。
					－	－	令和5年 7月 把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	農泊の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数	1,212 万人/年	30年度	1,540 万人/年	7年度	1,290 万人/年	1,340 万人/年	1,390 万人/年	1,440 万人/年	1,490 万人/年	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②イの「農泊の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 平成30年度の実績値1,212万人を基準とし、以下の要素を合計して設定。 ①「グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数」については、当該施設の利用状況におけるH27～H30年度のトレンドを基に増加傾向を算出。 ②「訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数」については、「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）」における訪日外国人旅行者数の目標（2030年に6,000万人）から求めた各年度の増加傾向を基準とし、観光庁の訪日外国人消費動向調査において農漁村体験等を行った割合を乗して算出。
					519 万人/年	553 万人/年	令和5年 7月上旬 把握予定				
	把握の方法		出典：「農林業センサス及び漁業センサス」（農林水産省統計部）、「訪日外客数統計」（日本政府観光局）及び農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：各統計情報及び各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	ジビエ利活用の拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア ジビエ利用量	2,008 トン/年	元年度	4,000 トン/年	7年度	2,340 トン/年	2,672 トン/年	3,004 トン/年	3,336 トン/年	3,668 トン/年	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②ウの「ジビエ利活用の拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ジビエ利用量を令和7年度までに令和元年度の水準から倍増させる目標を設定。各年度の目標値については毎年度、一定値（332トン/年）増加するものと想定し設定。
					1,810 トン/年	2,127 トン/年	令和5年 9月下旬 把握予定				
	把握の方法		出典：野生鳥獣資源利用実態調査（農林水産省大臣官房統計部） 作成時期：調査年度の翌年度9月末（速報） 算出方法：食品衛生法に基づき食肉処理業の許可を有し、野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設を対象に調査を実施								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】	農福連携の推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア　農福連携に新たに取り組む主体数	0 件	元年度	3,000 件	6年度	500 件	1,050 件	1,650 件	2,320 件	3,000 件	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②エの「農福連携の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「農福連携等推進ビジョン（令和元年6月農福連携等推進会議決定）」において定められた目標（農福連携に新たに取り組む主体を新たに3,000創出：令和6年度まで）に基づき、令和元年度時点で既に農福連携に取り組んでいる主体数（5,000と推計）から、対前年度10％程度増加するものとして設定。
					454 件	1,392 件	令和5年 8月中旬 把握予定				
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：厚生労働省及び各県からの聞き取り結果を農林水産省にて集計								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満								

目標⑤ 【達成すべき目標】	農村への農業関連産業の導入

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア	農村産業法を活用した産業の立地・導入に向け、新たに市町村との調整を了した企業数	60社	4年度	120社	7年度	－	－	－	80社	100社	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②オの「農村への農業関連産業の導入」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 直近約10年である平成17年～平成26年までの間に調査を3回実施しており、その間に増加した操業企業数を根拠に目標値を設定した。 また、令和4年5月に施行された改正法により、機動的な産業導入の企画が可能となったこと、及び、令和4年度の実績値を踏まえ、令和5年度に、目標値を上方修正した。
						－	－	60社				
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：農村産業法に基づき農林水産大臣に送付される市町村実施計画を基に、必要に応じて市町村に対し聞き取りを行い把握										
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										

	前年度までの測定指標 （指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合）	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
	農村産業法を活用した産業の立地・導入に向け、新たに市町村との調整を了した企業数	0社	元年度	60社	7年度	10社	20社	30社	40社	50社	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)②オの「農村への農業関連産業の導入」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 直近約10年である平成17年～平成26年までの間に調査を3回実施しており、その間に増加した操業企業数を根拠に目標値を設定した。
						6社	40社	60社				
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：農村産業法に基づき農林水産大臣に送付される市町村実施計画を基に、必要に応じて市町村に対し聞き取りを行い把握										
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										

施策(3)	地域経済循環の拡大
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域経済循環の拡大に向けて、バイオマス・再生可能エネルギーの導入・地域内活用、農畜産物や加工品の地域内消費、農村における SDGs の達成に向けた取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	バイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、活用

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合	約30%	2年度	40% 以上	7年度	－	32%	34%	36%	38%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③アの「小水力発電等の再生可能エネルギーの導入、活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画では、「農業用水を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの導入、を促進することが重要である」と位置づけていることから、「土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合を令和7年度までに約4割以上にする」ことを測定指標として設定。 目標年度及び目標値は土地改良長期計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目標値を便宜的に記載している。
					－	30.5%	令和5年 7月下旬 把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:整備済小水力等発電施設の発電容量を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
イ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模	296.6 億円	30年度	600 億円	5年度	420 億円	480 億円	540 億円	600 億円	－	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③アの「バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入、活用」に該当するアウトカム指標として設定。 農山漁村再生可能エネルギーを活用した農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが肝要であり、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 目標値については、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースを勘案し、令和5年度末時点の経済規模として600億円を設定。 長期にわたる戦略的な取組であり、必ずしも短期間で効果が現れるものではないが、施策の進捗を適時適切に評価する観点から、年度毎の目標値を設定するように見直し、基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。
					448.3 億円	520.7 億円	令和5年 7月中旬 把握予定				
	把握の方法		出典：農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：取組主体からの調査結果（発電容量、供給熱量等）及び固定価格買取制度調達価格（経済産業省公表データ）により試算								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	農産物直売所等での提供・販売

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数	3,000 件	元年度	5,700 件	7年度	－	3,900 件	4,350 件	4,800 件	5,250 件	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)③イの「農産物直売所での提供・販売」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年3月農林水産省告示。令和3年4月一部改正）において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、令和7年度までに50%以上とすることを目指す」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数」を把握するための指標として選定。
					－	3,057 件	令和6年 3月 把握予定				
	把握の方法		出典：「6次産業化総合調査」（農林水産省大臣官房統計部） 作成時期：調査年度の翌年度3月 算出方法：常設施設・通年営業の事業体数×1億円以上の事業体数割合								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(4)	多様な機能を有する都市農業の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	多様な機能を有する都市農業の推進に向けて、農業経営の維持発展等を促進するとともに、都市の農地の有効な活用や適正な保全を図り、農と住の調和するまちづくりを推進する。
目標① 【達成すべき目標】	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積	30 ha	元年度	255 ha	6年度	75 ha	120 ha	165 ha	210 ha	255 ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(1)④の「「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 生産緑地12,700ha(平成30年3月31日時点)のうち将来農地を貸す可能性がある農業者の割合が2割(東京都都市農地保全調査(令和元年度)より)であることから、12,700ha×20%=2,540ha うち5年間で貸付を希望する面積の割合1割を目標値として見込む。 2,540ha×10%≒255ha(目標値) 255ha(目標)-30ha(基準)=225ha(増加面積) 225ha÷5年=45ha(年間増加面積)
					51 ha	77 ha	令和5年 7月頃 把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:農地の貸借面積について、各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	食料産業･6次産業化交付金 （平成30年度） （関連:5-①、③）	(2)-①-ア (3)-①-イ (3)-②-ア		(6)	農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度） （関連:5-⑦、⑧、⑩）	(1)-①-ア	
(2)	中山間地域所得確保推進事業 （令和2年度） （関連:5-⑦）	(1)-①-ア		(7)	畜産バイオマス地産地消対策事業 （令和元年度） （主）	(3)-①-イ	
(3)	農業水路等長寿命化･防災減災事業 （平成30年度） （関連:5-⑧、⑰）	(3)-①-ア		(8)	農山漁村振興交付金 （平成28年度） （主）	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-④-ア (3)-②-ア (4)-①-ア	
(4)	農業用用排水施設の整備･保全（直轄） （昭和24年度） （関連:5-⑧）	(3)-①-ア		(9)	中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度） （主）	(1)-①-ア	
(5)	農山漁村地域整備交付金 （平成22年度） （関連:5-⑦、⑧、⑰、⑲、㉔）	(3)-①-ア		(10)	鳥獣被害防止総合対策交付金 （平成20年度） （関連:5-⑦、⑭、⑲、㉔）	(2)-③-ア	

行政事業レビューシート参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	土地改良法 （昭和24年） （関連：5-⑦、⑧、⑰）	－	－	－	－	(1)-①-ア (3)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)－①との関連】 本法に基づき、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を事業対象地域として農地、農業水利施設、農道等の生産基盤の総合的な整備を行うことにより、中山間地域の特色を活かした営農の確立や所得の確保に寄与する。 【(3)－①との関連】 本法に基づき、農業水利施設の整備等と併せて再生可能エネルギー施設の整備等を行う事により、再生可能エネルギーの導入・活用に寄与する。
(2)	農山漁村電気導入促進法 （昭和27年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られるものである。
(3)	山村振興法 （昭和40年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資する。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備、地域資源を活用した産業振興等を行うことにより、当該地域の特色を活かした営農の確立や所得の確保に寄与する。
(4)	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 （昭和46年） （主）	－	－	－	－	(2)-⑤-ア	農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講ずる。
(5)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 （平成元年） （主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備により、都市農地の保全、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解醸成の役割といった多様な機能の発揮に寄与する。
(6)	市民農園整備促進法 （平成2年） （主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりのある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。 市民農園の整備により、都市農地の保全、農業体験の場の提供や都市住民の農業への理解醸成の役割といった多様な機能の発揮に寄与する。
(7)	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 （平成5年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア	傾斜地が多くまとまった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資する。 本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られるものである。
(8)	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 （平成6年） （主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資する。 農林漁業体験民宿業の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。
(9)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 （平成19年） （関連：5-⑦、⑧、⑰）	－	－	－	－	(2)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。
(10)	観光園の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 （平成20年） （主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与する。

(11)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成20年) (関連:5-⑭)	－	－	－	－	(2)-③-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与するとともに、捕獲した鳥獣の食品(ジビエ)としての利用等を推進する。
(12)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年) (主)	－	－	－	－	(3)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。
(13)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年) (関連:5-①、③)	－	－	－	－	(3)-②-ア	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる「6次産業化」)に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とした法。 国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定を通じて地産地消を推進することにより、「日本型食生活」の実践を通じた食育の推進と食や農林水産業への理解の促進に寄与する。
(14)	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成23年) (主)	－	－	－	－	(3)-①-イ	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取る制度や市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度を定めた法。 この法律の適正な執行により再生可能エネルギー供給設備の導入促進が図られ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。
(15)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年) (主)	－	－	－	－	(3)-①-イ	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、農林漁業の発展に資する再生可能エネルギー供給設備の適切な導入促進が図られ、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与する。
(16)	都市農業振興基本法 (平成27年) (主)	－	－	－	－	(4)-①-ア	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するもの。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与する。
(17)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年) (主)	－	－	－	－	(4)-①-ア	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に寄与する。
(18)	振興山村・過疎地域経営改善資金 (昭和45年度) (主)	《貸付枠》 150 (0)	《貸付枠》 200 (20)	《貸付枠》 200 (35)	《貸付枠》 200	(1)-①-ア	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られるものである。
(19)	中山間地域活性化資金 (平成2年度) (主)	《貸付枠》 23,000 (7,677)	《貸付枠》 21,000 (11,571)	《貸付枠》 22,000 (11,897)	《貸付枠》 20,700	(1)-①-ア	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化が図られるものである。

(20)	特定地域(過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島)における工業用機械等の割増償却 (昭和45年度) (主)	897 (534)	－ (845)	－ (令和5年9月 把握予定)	－	(1)-①-ア	租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 (振興山村)※令和2年度まで 産業振興施策促進区域のうち振興山村地域内において、地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の事業の用に供する一定規模以上の施設を取得した事業者に対して、5年間の割増償却を行う。 (機械・装置等)普通償却限度額の24%の割増償却 (建物等)普通償却限度額の36%の割増償却 (過疎地域) 過疎市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の48%の割増償却 (半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島) 市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置)普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物)普通償却限度額の48%の割増償却 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図られるものである。
(21)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農住組合関係)[所得税・法人税:租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81] (昭和56年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	－	(4)-①-ア	租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81 個人又は法人が農住組合法による交換分合により土地等を譲渡し交換取得資産を取得した場合、個人の場合は譲渡がなかったものとし、法人の場合は圧縮限度額の範囲でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。 本措置の適用により、市街化区域内農地の当面の営農の継続を図り、もって農と住の調和するまちづくりの推進に寄与する。
(22)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(特定農山村法関連) (平成5年度) (主)	0 (0)	0 (0)	－	－	(1)-①-ア	令和4年度以降、適用対象から除外。(旧租税特別措置法第34の3条、第65条の5第1項、第68条の76) 農地所有適格法人が農林地等を譲渡した場合に、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができる。
(23)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第19項] (平成20年度) (主)	18 (21)	22 (22)	21 (21)	28	(3)-①-イ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間、()内の率を掛けた額に軽減する。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(2/3)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、地域資源を活用した所得と雇用機会の確保に寄与する。
(24)	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法附則第15条第26項] (平成25年度) (主)	1,822 (1,714)	1,828 (2,259)	1,899 (令和6年2月下旬 把握予定)	1,195	(3)-①-イ	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減する。 この特例措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化することで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) 【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度）	(3)-①-ア		(8) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(3)-①-ア	
(2) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度）	(3)-①-ア		(9) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(3)-①-ア	
(3) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度）	(3)-①-ア		(10) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(3)-①-ア	
(4) 【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(3)-①-ア		(11) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア	
(5) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(3)-①-ア		(12) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア	
(6) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(3)-①-ア		(13) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア	
(7) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(3)-①-ア				

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑭）

政策分野名 【施策名】	農村に人が住み続けるための条件整備	担当部局名	農村振興局（農産局） 【農村振興局農村計画課/地域振興課/鳥獣対策・農村環境課/農地資源課、農産局農業環境対策課】
政策の概要 【施策の概要】	地域コミュニティ機能の維持や強化、多面的機能の発揮の促進、生活インフラ等の確保、鳥獣被害対策等の推進	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の3（2） ・土地改良長期計画（令和3年3月23日閣議決定） 第4 2 （2） 政策目標3 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、 農村を支える新たな動きや活力の創出	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	地域コミュニティ機能の維持や強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域コミュニティ機能の維持や強化に向けて、世代を超えた人々による地域のビジョンづくり、「小さな拠点」の形成等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農用地や集落の将来像の明確化を支援、地域の活動計画づくり等を支援

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定のうち、新たに集落戦略を策定した協定の割合	0%	元年度	100%	6年度	－	－	60%	80%	100%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①アの「農用地や集落の将来像の明確化、地域の活動計画づくり等を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2年度～令和6年度)において、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、令和6年度までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、令和6年度における目標値を100%に設定している。 また、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、令和4年度の目標値を過半となる60%に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。
					－	－	令和5年8月末頃把握予定				

把握の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協定数を把握
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A゛ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

目標② 【達成すべき目標】	「小さな拠点」の形成の推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 地域活性化対策において、新たに地域の将来を構想する計画等を策定した地区数	0 地区	元年度	90 地区	7年度	15 地区	30 地区	45 地区	60 地区	75 地区	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)①イの「地域活性化の拠点等として活用していくための支援の在り方を示す」に該当する指標を設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 地域の将来ビジョンづくりに取り組む令和2年度の地区数を15地区程度見込んでおり、この見込みを各年度毎に令和7年度まで積み上げた地区数を目標値として設定。
					16 地区	29 地区	令和5年 7月下旬 把握予定				
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：事業実施主体への調査								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(2)	多面的機能の発揮の促進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	多面的機能の発揮の促進に向けて、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度の3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度による多面的機能の発揮の促進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 多面的機能支払交付金における、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率	35.0%	元年度	50%	7年度	－	40%	42.5%	45%	47.5%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率を令和7年度までに約5割以上とすることを活動指標としていることから、同指標を測定指標として設定。
					－	35%	令和5年8月下旬把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:毎年度の土地改良長期計画実績把握調査により把握。								
	達成度合いの判定方法		達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 多面的機能支払交付金において、地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される農地面積の割合	44.7%	元年度	60%	7年度	－	50%	52.5%	55%	57.5%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「多面的機能直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 土地改良長期計画においては、地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される割合を令和7年度までに約6割以上とすることを重点指標としていることから、同指標を測定指標として設定
					－	47%	令和5年8月下旬把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:毎年度の土地改良長期計画実績把握調査により把握。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

<table>
<tr><th rowspan="2">測定指標</th><th rowspan="2">基準値</th><th rowspan="2">基準年度</th><th rowspan="2">目標値</th><th rowspan="2">目標年度</th><th colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</th><th rowspan="2">指標ー計算分類</th><th rowspan="2">測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</th></tr>
<tr><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ウ 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策期間（R2～R6）において減少が防止される中山間地域等の農用地の面積</td><td rowspan="2">7.5
万ha/年</td><td rowspan="2">30年度</td><td rowspan="2">7.5
万ha/年</td><td rowspan="2">6年度</td><td>7.5
万ha/年</td><td>7.5
万ha/年</td><td>7.5
万ha/年</td><td>7.5
万ha/年</td><td>7.5
万ha/年</td><td rowspan="2">F＝ー直</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】
基本計画第3の3（2）②の「中山間地域等直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。

【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】
中山間地域等直接支払制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率11.3％（平成22年及び平成27年の耕地面積の比較）に、平成30年度の本制度の実施面積66.4万haを乗じた7.5万haの農用地の減少防止を目標とする。</td></tr>
<tr><td>7.2
万ha/年</td><td>7.4
万ha/年</td><td>令和5年
8月末頃
把握予定</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>把握の方法</td><td colspan="9">出典：「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」（農林水産省農村振興局）及び農林業センサス（農林水産省統計部）
作成時期：調査年度の翌年度8月頃
算出方法：① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。
② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率（5年間）を把握。
①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。
注：各年度の目標値の7.5万haについては、第4期対策期間最終年度（令和元年度）の協定対象農用地面積と、2010年及び2015年センサス結果を基に、上記の方法により算出した。</td></tr>
<tr><td></td><td>達成度合いの判定方法</td><td colspan="9">達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100
A’ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満</td></tr>
</table>

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
エ 環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量	15万 tCO2/年	3年度	15万 tCO2/年	6年度	ー	ー	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年	F＝ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「環境保全型農業直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 環境保全型農業直接支払交付金の第2期（令和2年度～令和6年度）の中間年評価において、本交付金の取組による温室効果ガス削減量が15万tCO2/年と評価されたため、令和4年度以降の第2期においては15万tCO2/年を目標とする。
					ー	ー	令和5年 8月下旬 把握予定				
	把握の方法		出典：「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」（農林水産省調べ） 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量を算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

前年度までの測定指標（指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合）	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量	14万 tCO2/年	30年度	14万 tCO2/年	6年度	14万 tCO2/年	14万 tCO2/年	14万 tCO2/年	14万 tCO2/年	14万 tCO2/年	F＝ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)②の「環境保全型農業直接支払制度」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定根拠】 環境保全型農業直接支払交付金の第1期(平成27年度～令和元年度)の最終評価において、本交付金の取組による温室効果ガス削減量が14万tCO2/年と算出されたため、第2期（令和2年度～令和6年度）においては、14万tCO2/年を目標とする。
					16万 tCO2/年	16万 tCO2/年					
	把握の方法		出典：「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」（農林水産省調べ） 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量を算出。								
	達成度合いの判定方法		達成度合（%）＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(3)	生活インフラ等の確保
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	定住条件整備に向けて、住居、情報基盤、交通等の生活インフラ等の確保、定住条件整備のための総合的な支援を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農村に住み続けることができるよう、定住条件を整備

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 地域活性化対策において、新たに農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組の目標を達成した地域数	0 地域	元年度	60 地域	7年度	10 地域	20 地域	30 地域	40 地域	50 地域	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)③イの「農村に住み続けることができるよう、定住条件の整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農山漁村振興交付金(地域活性化対策)において、定住条件整備に取り組む地区のうち、事業目標を達成した地区の割合が8割程度となるような目標値(地域数)を設定。
					13 地域	25 地域	令和5年 7月下旬 把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(4)	鳥獣被害対策等の推進
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	鳥獣被害対策等の推進に向けて、鳥獣被害対策実施隊(注1)の体制の強化等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 鳥獣被害対策実施隊の隊員数	37,279人	30年度	43,800人	7年度	39,100人	40,000人	41,000人	41,900人	42,900人	S↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(2)④の「鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 鳥獣被害対策実施隊の隊員数は、鳥獣被害防止総合対策交付金等による活動への支援等により、体制の充実を進めており、平成30年度(30年4月末時点)を基準とし、隊員数を継続的に増加させることとして設定(年間950人程度増加)。
					39,943人	41,396人	42,053人				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の10月頃 算出方法:都道府県を通じた聞き取り調査により把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=｛(当該年度実績値ー基準値)／(当該年度目標値ー基準値)｝×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連：5-①、③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔）	(1)-②-ア (3)-①-ア		(4)	鳥獣被害防止総合対策交付金 （平成20年度） （主）	(4)-①-ア	
(2)	環境保全型農業直接支払交付金 （平成23年度） （主）	(2)-①-エ		(5)	多面的機能支払交付金 （平成26年度） （主）	(2)-①-ア (2)-①-イ	
(3)	中山間地域等直接支払交付金 （平成12年度） （主）	(1)-①-ア (2)-①-ウ		(6)	農村整備事業 （令和3年度） （主）	(1)-②-ア (3)-①-ア	
	行政事業レビューシート参照URL						

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 （平成20年） （主）	－	－	－	－	(4)-①-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与する。
(2)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 （平成27年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、中山間地域等の農用地面積の減少防止、並びに温室効果ガス排出量の削減に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）						
事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	
(1)　－	－	－	(2)　－	－	－	
各府省庁行政事業レビューシート参照URL	－					

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年第134号）」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画（同法第4条）に基づく被害防止施策を適切に実施するために設置することができるとされているもの。 鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑮）

政策分野名 【施策名】	農村を支える新たな動きや活力の創出	担当部局名	農村振興局 【農村振興局農村計画課/地域振興課】
政策の概要 【施策の概要】	地域を支える体制及び人材づくり、農村の魅力の発信、多面的機能に関する国民の理解の促進等	政策評価体系上の 位置付け	農村の振興
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の3（3）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	地域を支える体制及び人材づくり
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域を支える体制及び人材づくりに向けて、地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大、多様な人材の活躍による地域課題の解決等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定のうち、新たに集落戦略を策定した協定の割合【再掲】	0%	元年度	100%	6年度	－	－	60%	80%	100%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)①アの「中山間地域等において地域づくりの取組を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 中山間地域等直接支払制度(第5期対策:令和2年度～令和6年度)において、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定に対し、令和6年度までに集落戦略の作成を了することを求めていることから、令和6年度における目標値を100%に設定している。 また、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、随時見直しを行うことが望ましいことから、令和4年度の目標値を過半となる60%に設定している。集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。
					－	－	令和5年8月末頃把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協定数を把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数【再掲】	1,212 万人/年	30年度	1,540 万人/年	7年度	－	1,340 万人/年	1,390 万人/年	1,440 万人/年	1,490 万人/年	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)①ウの「関係人口の創出・拡大」に該当。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 平成30年度の実績値1,212万人を基準とし、以下の要素を合計して設定。 ①「グリーンツーリズム施設年間延べ宿泊者数」については、当該施設の利用状況におけるH27～H30年度のトレンドを基に増加傾向を算出。 ②「訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数」については、「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）」における訪日外国人旅行者数の目標（2030年に6,000万人）から求めた各年度の増加傾向を基準とし、観光庁の訪日外国人消費動向調査において農漁村体験等を行った割合を乗して算出。
					－	553 万人/年	令和5年 7月下旬 把握予定				
	把握の方法	出典：「農林業センサス及び漁業センサス」（農林水産省統計部）、「訪日外客数統計」（日本政府観光局）及び農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：各統計情報及び各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】	多様な人材の活躍による地域課題の解決

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
ア 地域活性化対策において、新たに外部人材を活用した人数	0人	元年度	100人	6年度	－	40人	60人	80人	100人	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)①エの「農村地域外の人材を活用する取組を推進」に該当。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 農山漁村振興交付金（地域活性化対策）活動計画策定事業のうち専門的スキルを有する人材を活用した人数の例年の実績を鑑み設定。
					－	36人	令和5年 7月中旬 把握予定				
	把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：事業実施主体への調査									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

施策(2)	農村の魅力の発信
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示、棚田地域の振興と魅力の発信、様々な特色ある地域の魅力の発信を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 地域活性化対策において、多様なライフスタイルへの肯定的意見のあった割合	0%	3年度	80%	7年度	－	－	74%	76%	78%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②アの「多様な農への関わりへの支援体制のあり方を示す」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 「多様なライフスタイルの実践」を広く周知し、体験できる機会を創出する仕組みを構築することを支援しており、効果を測定するため、多様なライフスタイルの実践に前向きになった状態を参加者の8割が実感することを目標に設定。
					－	－	令和5年7月中旬把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体を通じた参加者への調査(「将来的に農山漁村で農林水産業に就業する意欲が高まった。」「将来的に研修地域への移住意欲など再来訪意欲が高まった。」等の回答数／有効回答数)								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	棚田地域の振興と魅力の発信

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 指定棚田地域振興計画を策定した地域数	0 地域	元年度	500 地域	6年度	－	350 地域	400 地域	450 地域	500 地域	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②イの「棚田地域の保全と振興を図るため、「棚田地域振興法」に基づき支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 全国の棚田面積の半分を指定棚田地域とし、その半分で活動計画を策定することを目指し、500地域で指定棚田地域振興計画を策定するものとして設定。
					－	380 地域	416 地域				
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：随時 算出方法：指定棚田地域振興活動計画認定の際に、同計画の認定地域数を把握								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】	様々な特色ある地域の魅力の発信

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 新たに景観農業振興地域整備計画又は歴史的風致維持向上計画（農村景観等農村の風致を計画の中に位置付けたものに限る。）を策定した市町村数	54 市町村	2年度	75 市町村	7年度	－	59 市町村	64 市町村	69 市町村	74 市町村	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)②ウの「歴史的風致維持向上計画等の制度を活用した特色ある地域の魅力の発信」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 ・歴史的風致維持向上計画 近年の実績から年間歴まち計画策定件数を算出し、基準年度における全歴まち計画に占める農村景観を記載している計画の割合を乗じて設定。 ・景観農業振興地域整備計画 これまでの計画策定実績から設定。
					－	55 市町村	58 市町村				
	把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度末 算出方法：認定等された計画数を集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

施策(3)	多面的機能に関する国民の理解の促進等
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の多面的機能に関する国民の理解の促進に向けて、世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産等について、国民の認知度向上の取組を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	多面的機能に関する国民の理解の促進

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 多面的機能の理解の醸成に向けた取組数	305件	3年度	340件	7年度	－	－	310件	320件	330件	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の3(3)③の「多面的機能に関する国民の理解の促進等」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 多様な農業・農村の多面的機能の理解を促進することが求められていることから、日本農業遺産・世界かんがい施設遺産についての国民の認知度向上や、都市農業が有する多様な機能の理解醸成等に向けた取組、多面的機能支払交付金の情報発信等、理解促進に寄与した様々な取組について、測定指標を「多面的機能の理解の醸成に向けた取組数」として例年の実績を鑑み設定。
					－	－	令和5年7月中旬把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への聞き取りを踏まえ農林水産省にて集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) 農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連：5-①、③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑭、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔）	(1)-②-ア (1)-③-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (3)-①-ア		(2) 中山間地域等直接支払交付金 （平成12年度） （関連：5-⑦、⑭）	(1)-①-ア	
行政事業レビューシート参照URL					

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
	令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1) 景観法 （平成16年） （主）	－	－	－	－	(2)-③-ア	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する。
(2) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 （平成20年） （主）	－	－	－	－	(2)-③-ア	地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与する。
(3) 棚田地域振興法 （令和元年） （主）	－	－	－	－	(2)-②-ア	貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) －	－	－	(2) －	－	－

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	－

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑯）

政策分野名 【施策名】	東日本大震災からの復旧・復興	担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室（農産局、農村振興局） 【大臣官房地方課災害総合対策室、農産局総務課生産推進室、農村振興局防災課】
政策の概要 【施策の概要】	地震・津波災害からの復旧・復興、原子力災害からの復旧・復興	政策評価体系上の 位置付け	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の4（1）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	地震・津波災害からの復旧・復興
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地震・津波被災地域からの復旧・復興に向けて、農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める。
目標① 【達成すべき目標】	農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める。

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 津波被災地域における営農再開が可能となる農地面積	18,390 ha	元年度	19,020 ha	6年度	18,680 ha	18,650 ha	18,870 ha	18,920 ha	19,020 ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)①の「農地等の整備の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める」に該当するアウトカム指標として設定。 東日本大震災の被災地域においては、基幹産業である農業の復旧・復興を目指し、市町村の復興計画等に基づき、農地や農業用施設等の復旧に取り組んでおり、測定指標として、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積を選定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 津波被災地域の営農再開に向けた調整状況について、県を通じて市町村から聞き取り設定した。
					18,560 ha	18,630 ha	18,840 ha				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度末 算出方法:災害復旧事業等を実施している県を通じて、営農再開可能面積を調査により集計								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	原子力災害からの復旧・復興
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	原子力災害からの復旧・復興に向けて、食品の安全を確保する取組や、農業者の経営再開の支援、国内外の風評払拭に向けた取組等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	収穫後の検査等の取組を推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 検査により放射性物質濃度が基準値を超過した農畜産物の点数	0点	2年度	0点	7年度	－	0点	0点	0点	0点	O=ー他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)②の「農産物の出荷前の放射性物質の検査の実施」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)に基づき、農畜産物に含まれる放射性物質の検査を引き続き実施することとしており、最近の検査結果の動向を踏まえて目標値を設定。
					0点	0点	0点				
	把握の方法	出典:食品中の放射性物質検査の結果について(厚生労働省)、被災17都県等における調査 作成時期:調査年度末 算出方法:上記調査を農林水産省が確認し整理。									
	達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):基準値を超過した農畜産物0点、B(有効性の向上が必要である):基準値を超過した農畜産物1点、 C(有効性に問題がある):基準値を超過した農畜産物2点以上									

目標② 【達成すべき目標】	原子力被災12市町村における営農再開

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 原子力被災12市町村の営農再開面積	6,577 ha	2年度	10,264 ha	7年度	－	7,314 ha	8,052 ha	8,789 ha	9,527 ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)②の「農業者の経営再開の支援を引き続き推進する」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 福島県営農再開支援事業、原子力被災12市町村農業者支援事業等の事業目標を踏まえ、目標値を設定。
					6,577 ha	7,370 ha	8,015 ha				
	把握の方法	出典:福島県調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:原子力被災12市町村の営農再開面積について、福島県から入手する。									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標③ 【達成すべき目標】	科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別の払拭										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 福島県産農産物（米、もも、牛肉）の価格水準	93.2%	2年度	100%	7年度	－	94.7%	96.0%	97.3%	98.7%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(1)②の「科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別の払拭」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 福島県産農産物（米、もも、牛肉）において、風評を要因として、全国平均と比較した場合の価格水準が震災前（平成22年度）を下回って取引されている現状を踏まえ、福島県産農産物の価格水準を、震災前の水準に回復させることを目標とする。 福島県産農産物の価格水準 ＝ 各年度の価格水準（福島県産農産物の取引価格／全国平均）／平成22年度の価格水準（福島県産農産物の取引価格／全国平均）
					93.3%	95.1%	94.4%				
	把握の方法		出典：福島県調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：東京都中央卸売市場における取引価格より集計。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

事業名（開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名（開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) －	－	－	(2) －	－	－

行政事業レビューシート参照URL	－

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

政策手段（開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
	令和2年度［百万円］	令和3年度［百万円］	令和4年度［百万円］			
(1) 福島復興再生特別措置法（平成24年）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (2)-③-ア	帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化、浜通り地域の新たな産業基盤の構築、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要な措置を講ずる。

移替え予算に係る政策手段（参考）

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	【復興庁より】 農地・農業用施設等の復興関連事業 （平成24年度） （主）	(1)-①-ア		(5)	【復興庁より】 福島県農林水産業復興創生事業 （令和4年度） （主）	(2)-①-ア (2)-③-ア	
(2)	【復興庁より】 原子力被災12市町村農業者支援事業 （平成28年度） （主）	(2)-②-ア		(6)	【復興庁より】 福島県高付加価値産地展開支援事業 （令和3年度） （主）	(2)-②-ア	
(3)	【復興庁より】 福島県営農再開支援事業 （平成24年度） （主）	(2)-②-ア		(7)	【復興庁より】 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業 （令和3年度） （主）	(2)-①-ア	
(4)	【復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 （平成29年度） （主）	(2)-①-ア (2)-③-ア		(8)	【復興庁より】 原子力災害被災12市町村の農地集積・集約化対策事業 （令和3年度） （主）	(2)-②-ア	

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑰）

政策分野名 【施策名】	大規模自然災害への備え	担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室（新事業・食品産業部、経営局、農村振興局、農産局） 【大臣官房地方課災害総合対策室、新事業・食品産業部食品流通課、経営局保険監理官、農村振興局防災課、農産局農産政策部企画課/貿易業務課】
政策の概要 【施策の概要】	災害に備える農業経営の取組の全国展開等、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策、不測時における食料安定供給のための備えの強化等	政策評価体系上の 位置付け	東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の4(2)	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	災害に備える農業経営の取組の全国展開等
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、異常気象にも対応した品種や栽培技術の導入、産地の分散、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、事業継続計画(BCP)の普及など、災害に備える農業経営に向けた取組を全国展開する。
目標① 【達成すべき目標】	農業保険等の普及促進・利用拡大

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 農業保険の加入率(園芸施設共済)	55%	30年度	80%	6年度	－	－	74%	77%	80%	F↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)の①の「農業保険等の普及促進・利用拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 自然災害が頻発する中、迅速な復旧や経営継続を確保するためには園芸施設共済の加入が重要であることから平成30年度の加入率55%を基準とし、令和3年度80%を目標として取り組んできたが、令和3年度の加入率実績が69.9%となった。 園芸施設共済への加入は引き続き重要であることから、目標年度を令和6年度とし引き続き加入率80%を目標として取り組むこととした。
					65.6%	69.9%	73.8%				
	把握の方法		出典:「園芸施設共済の都道府県別の加入率」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:有資格者に占める園芸施設共済の加入者の割合								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策に向けて、農業水利施設等の耐震化等のハード対策と、ハザードマップの作成等のソフト対策を適切に組み合わせて推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農業水利施設等の耐震化等

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 【再掲】	0 ha	2年度	約21 万ha	7年度	－	約4.2 万ha	約8.4 万ha	約12.6 万ha	約16.8 万ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)③の「農業水利施設等の耐震化等」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靭化基本計画」等を踏まえ、活動指標を湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積を「約21万ha」としており、これを測定指標の目標値として設定。
					－	約5.8 万ha	約10.0 万ha				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	不測時における食料安定供給のための備えの強化
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	不測時における食料安定供給のための備えの強化に向けて、大規模自然災害の発生時に、食料のサプライチェーンの機能を維持し、食料供給の確保を図るとともに、主食である米等の適正な備蓄水準を確保する。
目標① 【達成すべき目標】	食品産業事業者による事業継続計画(BCP)の策定の促進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 食品産業事業者における事業継続計画(BCP)の策定率	27 %	2年度	45 %	6年度	－	31.5 %	36 %	40.5 %	45 %	F↑ー差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)⑤の「食品産業事業者による事業継続計画(BCP)の策定を推進する」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 特にBCP策定率の低い中小企業について、基本計画の改正(令和6年度末)までに45%を目指す。
					－	37.3 %	38.9 %				
	把握の方法		出典:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:食品産業事業者のBCP策定状況アンケート調査結果のうち中小企業のデータ								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度の実績値－基準値)／(当該年度の目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】	米の適正な備蓄水準を確保

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 政府備蓄米の備蓄水準	91 万トン	30年度	100 万トン程度	各年度	100 万トン 程度	100 万トン 程度	100 万トン 程度	100 万トン 程度	100 万トン 程度	S=ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の4(2)⑤の「米や麦、飼料穀物の適正な備蓄水準を確保する」に該当。本指標は、災害への備えという性格上アウトプット指標。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備える必要があることから、10年に1度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準として設定。
					91 万トン	91 万トン	91 万トン				
	把握の方法		出典:「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(農林水産省) 作成時期:調査年度の7月頃 算出方法:「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の毎年6月末備蓄量から記載。								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝(当該年度の実績値/当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

政策手段一覧

予算に係る政策手段

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) 農業共済事業の実施 （昭和22年度） （関連:5-⑥）	(1)-①-ア		(6) 農地の防災保全(直轄) （平成元年度） （関連:5-⑧）	(2)-①-ア	
(2) 米管理経費(国内米買入費、輸入米買入費、米管理費) （昭和元年度以前） （関連:5-⑤）	(3)-②-ア		(7) 農山漁村地域整備交付金 （平成22年度） （関連:5-⑦、⑧、⑬、⑲、㉔）	(2)-①-ア	
(3) 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 （平成24年度） （関連:5-⑧）	(2)-①-ア		(8) 農地の防災保全(特会) （平成元年度） （関連:5-⑧）	(2)-①-ア	
(4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 （平成30年度） （関連:5-⑧、⑬）	(2)-①-ア		(9) 農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連:5-①、③、⑦、⑧、⑩、⑬、⑭、⑮、⑲、⑳、㉑、㉔）	(2)-①-ア	
(5) 農地の防災保全(補助) （昭和24年度） （関連:5-⑧）	(2)-①-ア				

行政事業レビューシート参照URL	

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

政策手段（開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
	令和2年度［百万円］	令和3年度［百万円］	令和4年度［百万円］			
(1) 土地改良法（昭和24年）（関連:5-⑦、⑧、⑬）	－	－	－	－	(2)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 本法に基づき、農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。
(2) 地すべり等防止法（昭和33年）（関連:5-⑧）	－	－	－	－	(2)-①-ア	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。
(3) 活動火山対策特別措置法（昭和48年）（関連:5-⑧）	－	－	－	－	(2)-①-ア	火山の爆発による被害を防除し、住民の生活及び農林漁業等の経営の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与するものである。
(4) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成7年）（関連:5-⑤）	－	－	－	－	(3)-②-ア	主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。
(5) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年）（関連:5-⑦、⑧、⑬）	－	－	－	－	(2)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。
(6) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年）（関連:5-⑧）	－	－	－	－	(2)-①-ア	ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、ため池の保全に資する。 本法に基づきため池の防災工事を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与する。

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1) 【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全（直轄） （昭和63年度）	(2)-①-ア		(6) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(2)-①-ア	
(2) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全（直轄） （昭和63年度）	(2)-①-ア		(7) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(2)-①-ア	
(3) 【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(2)-①-ア		(8) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(2)-①-ア	
(4) 【国土交通省より】 離島振興事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(2)-①-ア		(9) 【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(2)-①-ア	
(5) 【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(2)-①-ア				

各府省庁行政事業レビューシート参照URL	

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－⑱）

政策分野名 【施策名】	大規模自然災害からの復旧	担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室（農村振興局） 【大臣官房地方課災害総合対策室、農村振興局防災課】
政策の概要 【施策の概要】	被災した農業者の早期の営農再開を支援するため、災害査定の効率化の推進、査定前着工制度の活用を促進し、農地・農業用施設等の早期復旧を進める。また、被災した地方公共団体等への国の技術職員（MAFF-SAT）の派遣により、迅速な早期復旧を支援する。	政策評価体系上の 位置付け	大規模自然災害への対応
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の4（3）	政策評価 実施予定時期	未定

政策手段一覧

予算に係る政策手段

事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 農業施設災害復旧等事業 （昭和24年度） （関連：5-その他）		(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 （昭和31年度） （関連：5-その他）	
行政事業レビューシート 参照URL			

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］		
(1)	－	－	－	－	－	－

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）		令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）		令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1)	－	－	(2)	－	－
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL	－				

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLに記載のWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省５－㉕）

政策分野名 【施策名】	政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	担当部局名	大臣官房統計部統計企画管理官
政策の概要 【施策の概要】	農林水産行政を支える情報インフラとして、食料・農業・農村基本計画などの各種農林水産施策の企画・立案・推進・評価に係る基礎資料に活用するとともに、公共財として広く国民に対して情報の提供を行う。	政策評価体系上の 位置付け	横断的に関係する政策
政策に関係する内閣の重要政策	－	政策評価 実施予定時期	未定

政策手段一覧

予算に係る政策手段

事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 農林漁業センサス （農林業センサス：昭和24年度）、（漁業センサス：昭和23年度） （主）		(2) 農林水産統計調査（農林漁業センサス以外）の実施等 （昭和元年以前） （主）	
行政事業レビューシート 参照URL			

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］		
(1)	－	－	－	－	－	－

移替え予算に係る政策手段（参考）

事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 （開始年度）	令和5年度 行政事業 レビュー 番号
【デジタル庁より】 (1) 情報推進技術調達等適正・効率化の推進 （令和4年度）		(2) －	－
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL			

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLに記載のWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。